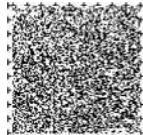


世田谷区スポーツ推進計画

《調整計画》

(令和4年度～令和5年度)

令和4年3月
世　田　谷　区



目 次

第1章 調整計画について	- 1 -
1 調整計画の位置づけ	- 1 -
2 計画の期間	- 2 -
3 計画の推進体制	- 3 -
4 本計画における「スポーツ」	- 3 -
第2章 現状と課題	- 5 -
1 後期年次計画の成果	- 5 -
【重点的な取組み1】生涯スポーツの振興	- 5 -
【重点的な取組み2】地域スポーツの振興	- 5 -
【重点的な取組み3】スポーツの場の整備	- 5 -
【重点的な取組み4】障害者スポーツ活動の推進	- 6 -
スポーツ推進基金の活用によるスポーツの推進	- 6 -
2 社会状況の変化	- 7 -
(1) 新型コロナウイルス感染症対策について	- 7 -
(2) ICT技術の進展とDX(デジタルトランスフォーメーション)について	- 8 -
(3) SDGs(持続可能な開発目標)の推進について	- 10 -
3 調整計画の取組みの課題と方向性	- 11 -
(1) 東京2020大会後のレガシー	- 11 -
(2) 調整計画での課題、第2期スポーツ推進計画に向けて	- 11 -
第3章 調整計画の概要	- 15 -
1 調整計画における視点	- 15 -
2 調整計画期間に達成すべき目標	- 15 -
3 調整計画を推進する全体像	- 16 -
第4章 スポーツ推進施策	- 18 -
課題を踏まえて調整計画で取り組む代表的な施策	- 18 -
【重点的な取組み1】生涯スポーツの振興	- 20 -
1 スポーツに親しむきっかけづくり	- 20 -
(1) 東京2020大会後のアメリカ選手との交流	- 20 -
(2) ICTを活用した、身近な場所で気軽にスポーツができる環境の整備	- 22 -
2 生涯に渡ってスポーツを楽しめる環境づくり	- 23 -
(1) 中高年や高齢者世代を対象とした運動習慣につながる事業の実施	- 23 -
(2) 幅広いスポーツに関する魅力の発信	- 23 -

3 スポーツを継続していく目標となる環境づくり	- 24 -
(1) 目標となる各種大会（世田谷 246 ハーフマラソン、子ども駅伝、区民体育大会等）の実施	- 24 -
(2) ジュニア育成事業の推進	- 26 -
【重点的な取組み2】 地域スポーツの振興	- 27 -
1 総合型地域スポーツ・文化クラブの支援	- 27 -
(1) 総合型地域スポーツ・文化クラブ新規設立支援	- 27 -
(2) 活動中の総合型地域スポーツ・文化クラブへの協力・連携	- 28 -
2 スポーツによる地域の活性化	- 29 -
(1) 地域スポーツを支える人材の育成・活用	- 29 -
(2) 地域スポーツ団体と連携し、地域コミュニティ活動への派遣・協力	- 30 -
【重点的な取組み3】 スポーツの場の整備	- 31 -
1 適正なスポーツ施設の配置	- 31 -
(1) 上用賀公園拡張用地におけるスポーツ施設の整備	- 31 -
(2) 大蔵運動場・大蔵第二運動場の整備	- 32 -
(3) 第一生命グラウンド野球場など地域・地区スポーツ施設の整備	- 33 -
2 スポーツ施設の機能充実	- 35 -
(1) UDや多様性に配慮した、誰もが使いやすい施設機能の整備	- 35 -
(2) 環境に配慮した施設への改善	- 36 -
3 合理的で質の高い管理運営	- 36 -
(1) 質が高く管理しやすいスポーツ施設整備	- 36 -
(2) スポーツ施設ごとの管理運営面の最適化	- 37 -
【重点的な取組み4】 パラスポーツの推進	- 38 -
(1) 障害者がスポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実	- 38 -
(2) スポーツ・レクリエーション活動を通じた障害のある人とない人（共生社会）の交流促進	- 40 -
(3) パラリンピックの気運醸成を活かしたパラスポーツの更なる推進	- 41 -
資料編	- 44 -

※本計画では、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」を「東京 2020 大会」と表現します。

※本計画で掲載している写真は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前に撮影したものを持っています。

第1章 調整計画について

1 調整計画の位置づけ

～東京 2020 大会後のレガシー、コロナ禍での新生活様式～

区は、スポーツ基本法第10条の規定に基づき、区のスポーツを推進していくための指針である世田谷区スポーツ推進計画を平成26年に策定しました。

世田谷区スポーツ推進計画（調整計画）は、世田谷区スポーツ推進計画で掲げている「目標を達成するための重点的な取組み」を具体化し、実行していくための事業計画です。

調整計画では、東京 2020 大会を契機として創出されたレガシー（※1）を継承し、スポーツ・パラスポーツ（※2）のさらなる認知度向上や普及に努めていくこととしています。また、各事業において、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行や I C T の急速な技術開発などの社会的変化や、D X （デジタルトランスフォーメーション）、S D G s（持続可能な開発目標）など新たな視点に適応してまいります。

世田谷区スポーツ推進計画

◆世田谷のスポーツ推進の基本理念

区民が生涯を通じ身近な地域で「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」気軽にスポーツ・レクリエーションに親しみ、楽しむことのできる生涯スポーツ社会の実現

◆生涯スポーツ社会を実現するため、10年後に達成しているべき目標 「成人の週1回以上のスポーツ実施率65%以上」

◆目標を達成するための重点的な取組み

- 1 生涯スポーツの振興
- 2 地域スポーツの振興
- 3 場の整備

『年次計画・調整計画』
「目標を達成するための重点的な取組み」を具体化し、実行していくための事業計画

- ※1 区では、東京2020大会を契機として、スポーツや文化、教育などの様々な分野で残っている有形・無形の遺産のことを「レガシー」と捉えています。
- ※2 日本障がい者スポーツ協会は、令和3年3月、「障害者スポーツ」という言葉を「パラスポーツ」という言葉に統一する方針を決めました。パラは「パラレル（並行する）」と解釈され、パラスポーツを「もう一つのスポーツ」として認知度を高め、障害の有無に関わらず誰もが楽しめるスポーツとして競技の普及につなげていくことを目的としています。区としてもこの方針に賛同し、調整計画では「パラスポーツ」と表記しています。

2 計画の期間

世田谷区スポーツ推進計画は、平成26年度（2014年度）から令和5年度（2023年度）までの10年間を計画期間としています。「年次計画」は、この計画期間10年間を、平成26年度（2014年度）から平成29年度（2017年度）を前期、平成30年度（2018年度）から令和3年度（2021年度）を後期、令和4年度（2022年度）から令和5年度（2023年度）を調整期間に分け、事業の進捗状況を管理しつつ、社会状況の変化などへの対応を図りながら、その都度策定しました。

令和4年度（2022年度）～令和5年度（2023年度）

計画期間										1～
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	2024～
2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6～



3 計画の推進体制

本計画を推進するため、区とともに公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団（以下、スポーツ振興財団）、スポーツ推進委員、総合型地域スポーツ・文化クラブのそれぞれが役割を担いながら、相互に連携して取り組みます。

区の役割

○本計画を策定し、計画に基づく事業の実施及び進捗管理、他所管・関係団体との調整を行います。

○スポーツ施設の整備・確保を行います。

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団の役割

○世田谷のスポーツ振興を担う中心となる存在として、本計画に沿った事業の展開を行います。

○世田谷の体育協会として、区内スポーツ関係団体、国や都の体育協会などと連携を図り、世田谷のスポーツの発展に努めます。

スポーツ推進委員の役割

○地域スポーツの中心として、区や財団との連携のもと、地域スポーツの発展のために活動します。

○総合型地域スポーツ・文化クラブをはじめ、地域のスポーツ団体や関係団体との連携を図り、地域の中でのコーディネーターとしての役割を担います。

総合型地域スポーツ・文化クラブの役割

○身近な地域でいつでも、また、子どもから高齢者、障害のある方まで誰でも気軽にスポーツや文化活動を楽しめる場として、地域住民等が主体となって運営します。

○地域の特性を活かした、世代を超えた交流事業を展開し、地域スポーツや地域コミュニティの中心としての役割を担います。

4 本計画における「スポーツ」

計画では、スポーツをより身近なものと感じていただくため、スポーツの概念を幅広く捉えています。

このため、ルールに基づいて勝敗や記録を競うスポーツだけではなく、健康の保持増進のためのウォーキングや軽い体操、介護予防のためのトレーニング、様々なレクリエーションなど、目的を持った身体活動の全てをスポーツとして扱います。

【参考】国(スポーツ庁)の次期スポーツ基本計画策定の動き

(令和3年11月1日現在)

令和3年(2021年)

- ◆4月 スポーツ庁長官よりスポーツ審議会（※）に対して諮詢
スポーツ審議会の下に置くスポーツ基本計画部会（※）が始動
- ◆5月 スポーツ基本計画部会において3回に分けて、自治体、経済界、スポーツ関係団体等（計37団体）からの現状・課題等のヒアリング
- ◆6月 スポーツ審議会総会・スポーツ基本計画部会合同会議において、6月までの団体ヒアリング等のフォローアップと、今後のスポーツ基本計画部会の議論の方向性について決定
- ◆9・10月 スポーツ基本計画部会において3回に分けて主要課題についての意見交換を実施
また、計画の構造案等についても意見交換を実施
- ◆11月 スポーツ審議会及びスポーツ基本計画部会においてスポーツ基本計画の構造案に関する意見交換を実施
- ◆11月下旬～12月 スポーツ基本計画部会においてスポーツ基本計画の中間報告案の意見交換
- ◆12月 スポーツ審議会において中間報告を決定
1月まで中間報告について1ヶ月程度パブリックコメント

令和4年(2022年)

- ◆3月 スポーツ審議会において答申
文部科学大臣決定により第3期スポーツ基本計画策定（4月より運用）

※並行して、関係省庁を構成員としたスポーツ推進会議（スポーツ庁長官座長）においても意見交換を進める予定

第2章 現状と課題

1 後期年次計画の成果

【重点的な取組み1】生涯スポーツの振興

生涯スポーツの振興では、年代や生活環境等のライフステージに応じ、子ども・成人の体力・基礎運動能力向上事業の実施など各種スポーツ事業の展開や、東京2020大会の気運醸成事業の実施を行い、普及・広報活動の充実を図りました。

また、従来から引き続き、世田谷246ハーフマラソンの実施や世田谷子ども駅伝の実施等、区民の目標となる各種競技大会を開催いたしました。

さらに、トップアスリートが高いレベルでスポーツをする姿は多くの人々に感動を与えることができるところから、世田谷スポーツフェスティバルなどにトップアスリートを誘致し、スポーツをしている姿を直接みることができる機会を増やしました。

【重点的な取組み2】地域スポーツの振興

地域スポーツの振興では、地域スポーツの軸となる総合型地域スポーツ・文化クラブについて、既存クラブの運営や新規設置等、多くの区民が地域スポーツや文化活動に参加できるよう、活動の拠点となる学校やクラブの中心となる区民、スポーツ推進委員、教育委員会事務局、スポーツ推進部等が総合型地域スポーツ・文化クラブ連絡会議において意見交換・協議を行いました。また現在、クラブ未設置の砧地域において、活動の拠点となる学校や地域住民等と設立準備会を実施し、設立に向けて準備を進めました。

また、学校やまちづくりセンター等で実施されているスポーツ・レクリエーション活動や、健康づくりを推進するための活動に対して、スポーツ振興財団やスポーツ推進委員と連携し、身近な地域でスポーツに触れるきっかけづくりや地域の活性化に貢献しました。

令和2年度には、ラグビーを通じたスポーツの推進及びスポーツによる地域の活性化を目的として、ラグビーのトップリーグで活躍している「リコーアップラックラムズ東京」を保有している株式会社リコーと協定を結びました。

【重点的な取組み3】スポーツの場の整備

スポーツの場の整備では、アメリカ合衆国選手団のキャンプ地に決定したことを契機に、大蔵運動場陸上競技場のスタンド棟を誰もが使いやすい施設へと改築しました。加えて、昨今の酷暑における施設利用を考慮して、大蔵第二運動場にて休憩所を整備しました。また、希望丘中学校の統廃合により生じた体育館を改築し、希望丘地域体育館を開設しました。整備にあたっては、障害のある方でも快適に利用することができるよう配慮し、車いす用シャワー室や誰でも使用可能な多機能トイレを設置しました。

スポーツ施設を中心とした上用賀公園拡張用地の整備については、令和2年3月に『(仮称)上用賀公園施設整備事業基本構想』を策定し、令和2年度から基本計画の策定に向けて検討を進める予定でしたが、新型コロナウィルス感染症拡大の影響による財政状況悪化のため、

計画自体が先送りとなりました。

後期年次計画では掲げていない新たなスポーツ施設の整備となる第一生命グラウンド野球場について、区民が利用できる施設の活用に向け、第一生命保険株式会社（以下「第一生命」という。）及び日本女子体育大学と三者で協議の上、覚書を締結しました。

既存のスポーツ施設においては、利用者への影響を最小限に抑え、安心安全で誰もが使いやすいよう施設改修を行いました。令和元年10月の台風第19号の影響により過去最大級の被害を受けた二子玉川緑地運動場は、一時利用中止となりましたが、令和2年度から令和3年度にかけて復旧工事を行い、令和3年6月に竣工し、施設利用を順次再開させました。



【重点的な取組み4】障害者スポーツ活動の推進

後期年次計画から「障害者スポーツ活動の推進」を重点的な取組みに加え、スポーツ・レクリエーションを通じて障害のある人もない人も交流し、お互いの理解を深めるため、ボッチャ世田谷カップ及び障害者スポーツ体験会等を開催し、障害者スポーツをする機会の拡充に取り組みました。さらに、障害者スポーツに触れる機会を充実させるため、障害者スポーツ物品の貸出を開始し、区内小中学校及び福祉作業所へのボッチャ配付を行いました。

また、障害者スポーツの認知度、区民のさらなる障害者スポーツの認知度・理解度向上のため、障害者スポーツを紹介する冊子を作成しました。

スポーツ推進基金の活用によるスポーツの推進

平成29年（2017年）3月に、東京2020大会を契機に、パラスポーツの推進をはじめ、アメリカ合衆国選手団のキャンプ地となる大蔵運動場陸上競技場スタンドの改築など、スポーツ環境の整備に伴うハード及びソフト面における当面の財政需要に対応するため、「世田谷区スポーツ推進基金」を創設しました。

さらに、大蔵運動場陸上競技場スタンド改築費用の一部に充てるため、同年12月から平成30年（2018年）3月にかけて、寄附の使途・用途を明確化して、区民の参加を促すクラウドファンディングの手法を活用した寄附を募集し、467件・22,657,356円の寄附を頂きました。

また、世田谷246ハーフマラソン出走権を体験型の返礼品として寄附を募り、令和元年度には、129件・6,850,000円の寄附を頂きました。



大蔵運動場陸上競技場スタンド



大蔵運動場陸上競技場スタンド

オープニングイベント

2 社会状況の変化

(1) 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の影響はこれまでの生活様式やスポーツ習慣を一変させ、感染拡大防止のため、マスクの着用、社会的距離（ソーシャル・ディスタンス）の確保、換気、消毒など様々な対策が求められました。スポーツやパラスポーツにおいても同様で、各種大会・スポーツイベントの中止や延期、参加人数の縮小、体育館などスポーツ施設の利用中止や営業時間の短縮など余儀なくされました。こうした状況は、区民の外出自粛や運動不足へと繋がり、ストレスによる健康二次被害も心配されています。

そうした中、区では区民のスポーツの機会を確保するため、施設利用者やイベント参加者への事前の健康確認、消毒などの感染拡大防止対策を講じ、また感染状況を注視しながら、スポーツ施設の利用や各種事業の再開を順次行いました。

また、パラスポーツについても同様に、パラスポーツ推進を目的とした交流事業、人材育成の講習会等については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度から参加者への事前の健康確認や会場内の消毒、見学・応援を目的とした観客の入場制限など、感染症対策を講じたうえで実施しております。

今後も、障害のある人もない人も安心してスポーツ・レクリエーションに参加できる環境を整備していくとともに、オンライン機能を活用した事業の実施など、コロナ禍で実施可能な方法を検討していきます。また、新型コロナウイルス感染症の影響について引き続き情報収集を行い、新型コロナウイルス感染症に対応した取組みについて検討してまいります。

新型コロナウイルス感染症前後の施設利用状況（参考）

大蔵運動場・大蔵第二運動場

	施設名	人数		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
大蔵運動場	アリーナ	50,839	88,279	40,408
	第1武道場（畳）	11,660	10,391	7,354
	第2武道場（床）	17,529	17,406	11,555
	弓道場（5的）	18,687	18,584	10,567
	エアーライフル場（6射座）	3,203	2,246	847
	洋弓場（8的）	0	1,957	3,785
	体育室	23,828	24,730	15,110
	トレーニングルーム	23,884	21,668	10,071
	会議室兼軽運動室	17,410	17,099	9,791
	温水プール	355,848	320,890	237,013
	テニスコート	115,549	113,431	104,048
	野球場	35,183	32,325	33,555
	陸上競技場	68,252	28,076	59,531
大蔵第二運動場	体育館	59,088	49,455	34,123
	テニスコート	101,412	94,197	44,683
	宿泊室	1,817	1,130	434
	集会室	810	788	281
	トレーニングルーム	80,700	70,416	39,434
	ゴルフ練習場	217,223	193,763	193,649
	屋外プール	40,233	36,126	17,600
合計		1,243,155	1,142,957	873,839

新型コロナウイルス感染症による施設休止期間（参考）

令和元年度

施設名	休止期間
総合運動場体育館	2/29～ 個人利用 3/4～ 屋内施設利用 3/28～ 屋外施設利用、施設完全休止
総合運動場温水プール	2/29～ 個人利用 3/4～ 団体利用、施設完全休止
大蔵第二運動場	3/4～ 体育館利用中止 3/13～ ゴルフ、トレーニングルーム 3/28～ テニス、施設完全休止

令和2年度

施設名	休止期間
総合運動場体育館	4/1～5/31 全館休館 6/1～6/7 体育館休場 6/1～6/14 屋内施設（体育館以外）休場 1/9～3/31 全館開館時間の短縮（20時まで）
総合運動場温水プール	4/1～6/14 全館休館 1/9～3/31 全館開館時間の短縮（20時まで）
大蔵第二運動場	4/1～5/31 全館休館 6/1～6/7 体育館休場 6/1～6/14 トレーニングルーム休場 6/15～3/21 トレーニングルームサウナ・浴室のみ休場 6/1～6/7 早朝ゴルフのみ休場 6/8～9/18 早朝ゴルフの土日祝日のみ休場 1/9～3/31 全館開館時間の短縮（20時まで）

(2) ICT技術の進展とDX(デジタルトランスフォーメーション)について

近年、次世代通信技術5Gや仮想現実（VR）など、デジタル技術の革新が急速に進みました。新型コロナウイルス感染症対応等において行政のデジタル化の遅れが顕在化しました。そのため、制度や組織のあり方などをデジタル化に合わせて変革していく、DX（デジタルトランスフォーメーション）の動きが加速化しています。

国は令和2年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を策定し、目指すべきデジタル社会へのビジョンを示すとともに、「デジタル・ガバメント実行計画」の改訂や「自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定しました。

世田谷区においても、「DX推進方針」にてデジタル技術を活用し再構築することを定めました。この再構築を「Re・Design」と称し、「行政サービス」「参加と協働」「区役所」3つの観点から業務改善の取組みを進めています。

(3) SDGs（持続可能な開発目標）の推進について

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年（2015年）9月の国際サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成26年（2016年）から令和12年（2030年）までの持続可能でより良い世界をめざす国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っており、世界で取組みが進められています。

スポーツ庁では、スポーツの持つ、人々を集める力や人々を巻き込む力を使って、SDGsの認知度向上、ひいては社会におけるスポーツの価値のさらなる向上の取組みとして「スポーツSDGs」として、このSDGsの達成にスポーツで貢献していくと取り組んでいます。世田谷区においても「スポーツSDGs」の趣旨に賛同し、パラスポーツの推進をはじめ、あらゆる面で目標達成に努めています。



3 調整計画の取組みの課題と方向性

(1) 東京2020大会後のレガシー

東京2020大会は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響で1年間延期となりましたが、区内にあるJRA馬事公苑で、オリンピック・パラリンピックの馬術競技が開催されました。区内で実施された東京2020大会の競技として、会場となったJRA馬事公苑を拠点に、そのレガシーとなる取組みを、大会後施設整備工事により休苑となるJRA馬事公苑が開苑される令和5年（2023年）秋頃に向け、JRAと協議を進めていきます。

平成27年に世田谷区がアメリカ合衆国選手団のキャンプ地として決定し、ホストタウンとして登録されたことを契機に、様々な機会を通じて、アメリカ合衆国のスポーツ選手等と区民、特に子どもたちとの交流事業を実施してきました。新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度より東京2020大会までの間、対面での交流は行えませんでしたが、レター交流や、ビデオメッセージ、アメリカ選手が説明する動画を活用したスポーツクリニックなど手法を変えて交流事業を行ってきました。東京2020大会開催時には区立大蔵運動場と大蔵第二運動場にてアメリカ合衆国選手団のキャンプを実施し、感染症(防止)対策の徹底を図りながらアメリカ合衆国選手団が大会で最高のパフォーマンスを発揮できるようサポートしました。東京2020大会後もUSOPCとパートナーシップを継続し、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いた時期に選手が来日し区民との交流事業を行っていく予定です。

また、東京2020大会では、世田谷区出身、区内大学等の学校に在学、出身、活動拠点としている「世田谷区ゆかり」の選手が多く出場し、活躍されました。大会後、「世田谷区ゆかり」の選手の所属大学や団体と連携し、区民との交流事業を通じ、スポーツへの興味・関心を高めています。

調整計画では、これまでの取組みをレガシーとして活かし、引き続き区民をはじめ様々な方からのご意見をいただきながら区民のスポーツ実施率向上等に向けた取組みを進めています。

また、東京2020パラリンピックを契機として、パラスポーツに対する意識や関心が高まりを見せている中、平成29年（2017年）12月にアメリカ合衆国の共生社会ホストタウンとして、令和元年（2019年）10月に先導的共生社会ホストタウンとして内閣官房から登録を受けました。スポーツを通じて区民が共生社会について考える機会を創出するため、パラスポーツの一層の推進を図り、障害のある方がいつでも気軽に身近な地域でスポーツに親しめるよう、更なる環境の整備に取り組むとともに、スポーツを通じて障害のある人との人が交流を深めることによって互いを理解し、障害を理解できるよう取り組んでいきます。

(2) 調整計画での課題、第2期スポーツ推進計画に向けて

① 成人のスポーツ実施率向上のための取組み

「世田谷区スポーツ推進計画」では、平成26年度（2014年）から令和5年度（2023年）の10年間の間に、「成人の週1回以上のスポーツ実施率65%以上」を達成すべき目標として掲げています。計画策定期の平成25年（2013年）に実施した区民意識調査

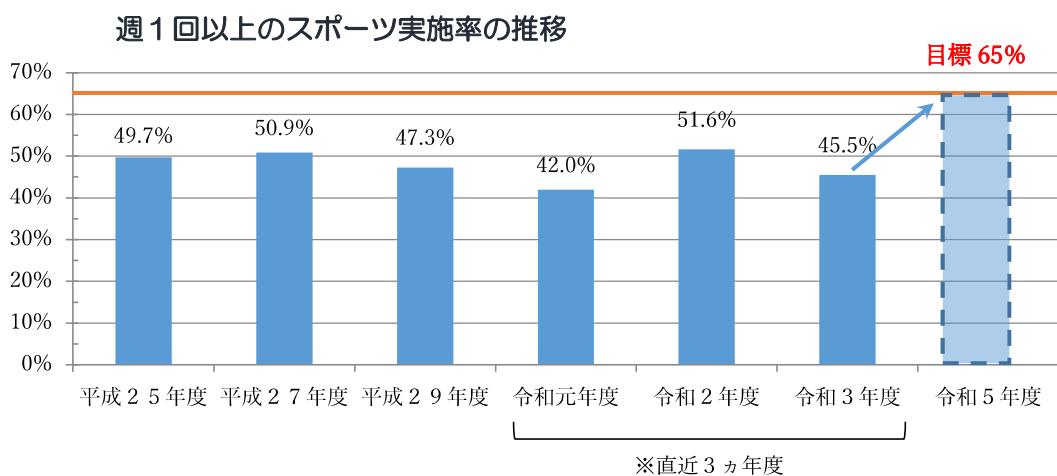
によると、世田谷区における成人の週1回以上のスポーツ実施率は49.7%となっており、平成29年（2017年）に実施した同調査では47.3%、令和2年（2020年）では51.6%、また令和3年（2021年）では45.5%と増減はあるものの、概ね50%前後を推移しており、10年間の目標である65%には未だ大きな開きがある状況です。

また、スポーツ庁の『令和2年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査』について』によると、成人の週1日以上のスポーツ実施率は59.9%と、前年度53.6%より6.3%増加しており、国全体では増えている中、世田谷区は減少している現状にあります。

年代別に見ると、20歳代から30歳代、80歳代以上が全体よりも実施率が低くなっています。スポーツや運動を行わなかった人の割合も平成25年（2013年）の15.2%から、平成29年（2017年）には14.9%、令和元年度（2019年）には21.5%、令和2年度（2020年）には27.3%と上昇しています。調査結果では、スポーツをしない理由として、「仕事・家事が忙しいから」、「面倒だから」などが上位の回答となっています。

成人のスポーツ実施率を上げていくためには、現在スポーツや運動を行っていない人に広報やPR活動等を通じて興味・関心を持ってもらい、それぞれのライフスタイルや年代、体力に応じて、気軽にスポーツができる機会の創出が必要です。

令和2年（2020年）1月以降には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、私たちの生活様式は大きく変わり、スポーツ施設の利用制限やスポーツイベントの影響中止や規模縮小をせざるを得ない状況が続きました。このような状況の中でスポーツ実施率を向上するためには新たな取組みが必要となっています。



② 90万区民を支えるスポーツの場の整備

令和2年（2020年）に実施された国勢調査によると世田谷区の人口は92万人を超え、区立スポーツ施設1施設あたりの人口が他区と比較しても多く、スポーツの場、特にグラウンド、体育施設が不足しています。また、健康づくりのために気軽にスポーツに親しみたい人や、競技力向上のために本格的にスポーツに取り組みたい人など、スポーツに関する区民ニーズはますます多様化しており、幼児から高齢者、障害のある方など、だれもが安全・安心・快適に利用できるスポーツ施設の環境整備が求められています。

しかしながら、新規スポーツ施設の開設や既存施設の拡充にあたっては、土地所有者側と

の調整及び近隣住民の理解や、法令等の制限による施設用地の確保などが大きな課題として挙げられるほか、スポーツ施設の新規整備や既存施設の老朽化に伴う改修改築、維持管理などには多額の費用を要します。

このように様々な施設整備に関する課題に対応していくため、区では平成28年（2016年）3月に「世田谷区スポーツ施設整備方針」を策定しました。方針では「スポーツの場の不足」、「既存施設の機能不足」、「管理運営面の整備不足」という3つの課題に対し、それぞれ「適正なスポーツ施設の配置」、「スポーツ施設の機能充実」、「合理的で質の高い管理運営」という取組みの方向性を掲げ、令和5年（2023年）までの目標を示しています。

また、官民連携手法による整備や、民間事業者や大学等との連携、ICTを活用した自宅など身近な場でも運動可能な機会を増やしていくことが有効です。

③ パラスポーツの推進

平成23年（2011年）6月に制定されたスポーツ基本法において「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利である」とされ、「障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」、「スポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする」と明記されています。

この趣旨を踏まえ、世田谷区スポーツ推進計画の後期年次計画においても、ボッチャ世田谷カップの開催やボッチャセットの配付などの障害のある区民がスポーツに参加する機会の拡充や、大蔵運動場陸上競技場スタンドや希望丘地域体育館への誰でもトイレの設置など障害のある方にとって安全で使いやすい施設整備についての取組み内容を示し、実行してきました。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が平成28年（2016年）7月に策定した「アクション&レガシープラン2016」では、パラリンピック選手には世界をインスピアイア（人の心を揺さぶり、駆り立てる）し感動させる力があり、その力で新たな社会参画や世界の変革を生み出し、ひいては「レガシー」を創出する原動力になるとして、パラリンピックを重視する視点を掲げています。

東京2020パラリンピック競技大会では、日本選手団のメダル獲得数が金メダル13個、銀メダル15個、銅メダル23個、合計51個となり、史上2番目のメダル数を記録するなど、目覚ましい活躍を見せるとともに、これまで以上に多くの人々にとって、パラアスリートの素晴らしいパフォーマンスに感動し、パラスポーツの魅力を知る機会となりました。

このような状況から、パラリンピック競技をはじめとするパラスポーツに対する社会の意識・関心がますます高まっており、区としても障害のある方がいつでも気軽に身近な地域でスポーツに親しめるよう、更なる環境の整備が求められています。また、単にスポーツをするだけでなく、スポーツを通じて障害のある人とない人が交流を深めることによって互いを理解し、障害を理解できる取組みをより一層展開していく必要があります。

～東京 2020 大会に関する情報～

1. アメリカ合衆国選手団 キャンプ実施状況

(1) オリンピックチーム

会 場： 大蔵運動公園の一部、大蔵運動場、大蔵第二運動場

日 程： 令和3年7月4日～8月16日

利用種目： ソフトボール、フェンシング、競泳、トライアスロン、マラソンスイミング、アーティスティックスイミング、水球、トランポリン、体操競技、新体操、バレーボール、ビーチバレーボール、サッカー、ラグビー、空手、テコンドー、柔道、陸上競技、近代五種、アーチェリー

選手利用： 延べ3, 417人



(2) パラリンピックチーム

会 場： 大蔵運動場陸上競技場

日 程： 令和3年8月17日～8月28日

利用種目： 陸上競技

選手利用： 延べ203人



第3章 調整計画の概要

1 調整計画における視点

- (1) 東京 2020 大会のレガシーを活かし、スポーツの推進を図ります。
- (2) 障害者がスポーツに親しむ機会の更なる充実を図り、スポーツ活動を通じた障害のある人とない人の交流を促進します。
- (3) 身近な場所でいつでもスポーツができる環境をつくるとともに、地域のスポーツ団体と協力し、スポーツによる地域の活性化を行います。
- (4) I C T の活用および、D X （デジタルトランスフォーメーション）や S D G s （持続可能な開発目標）も踏まえたスポーツの推進に取り組みます。

2 調整計画期間に達成すべき目標

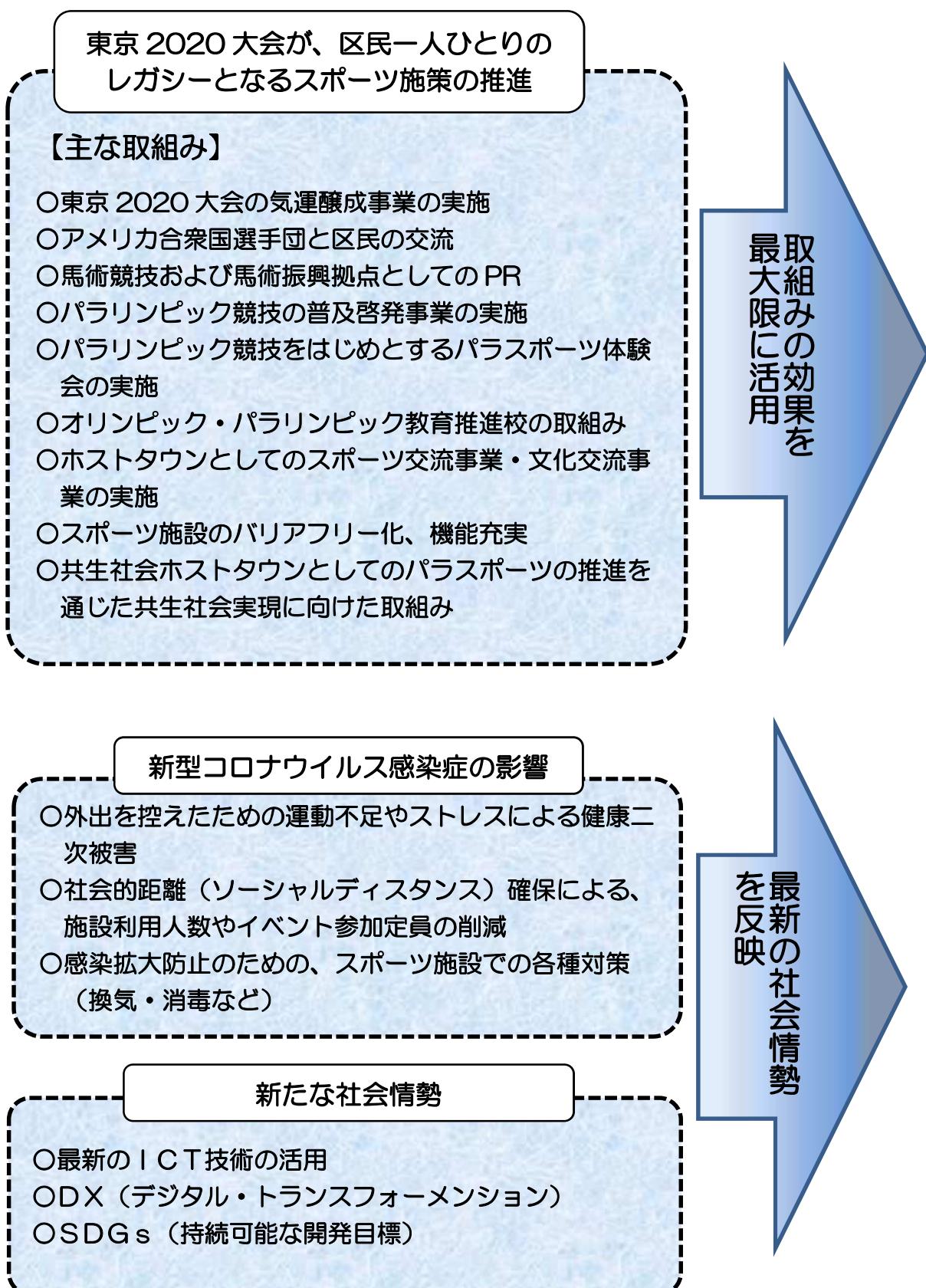
世田谷区スポーツ推進計画 10 年間の取組みの成果をあらわす指標として、推進計画終了時点である 2 年後に、「成人の週 1 回以上のスポーツ実施率 65 %以上」（世田谷区民意識調査 2021 の結果は 45.5 %）を目標として設定します。

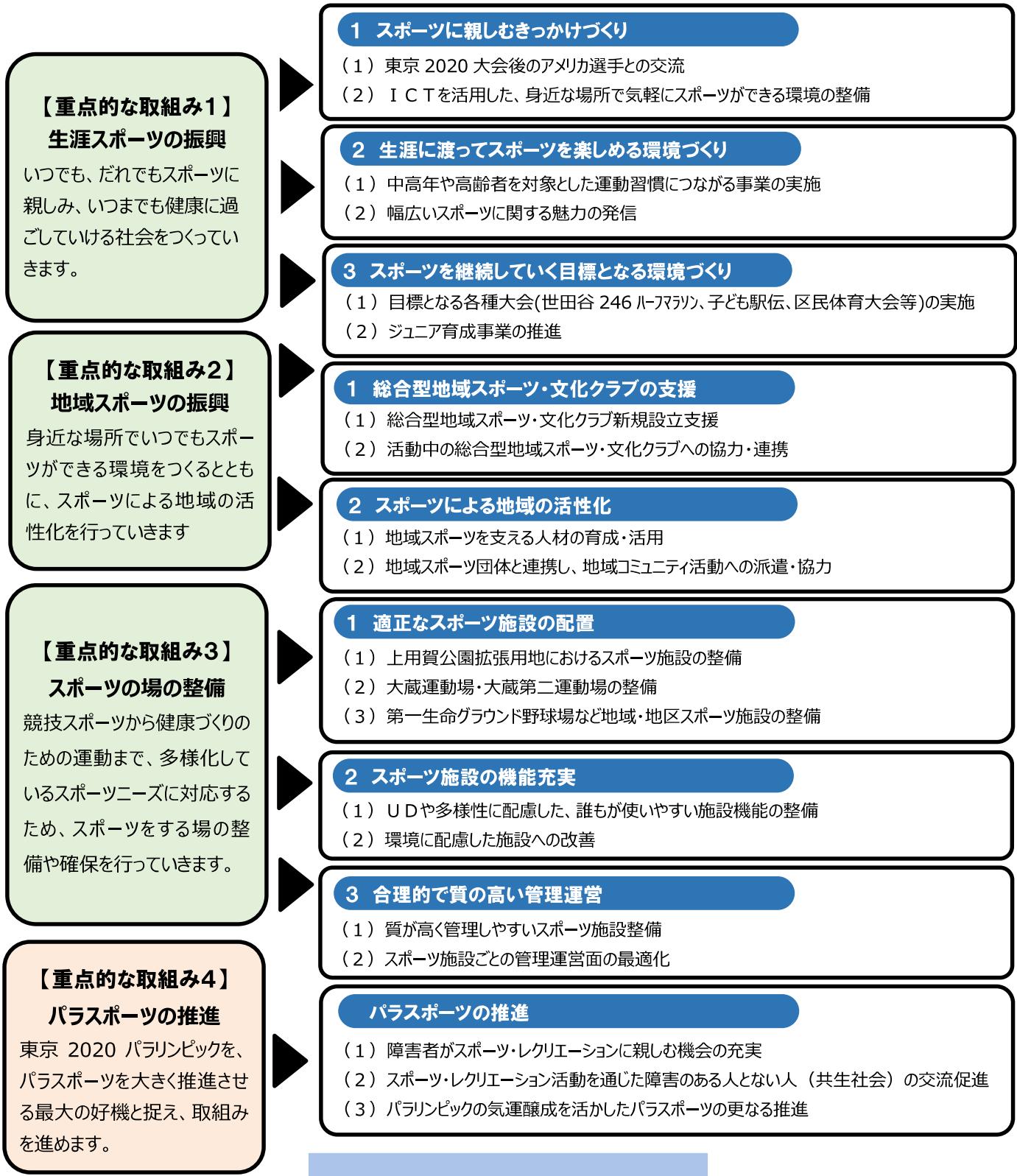
○スポーツ推進計画終了時（令和 5 年度（2023 年度）末）に達成すべき目標

「成人の週 1 回以上のスポーツ実施率 65 %以上」

※目標数値については、「世田谷区スポーツ推進計画」10 年間の取組みを表す成果として、計画策定当初から設定している数値を記載しているが、社会情勢など外的要因による影響も踏まえながら、最終的に成果の到達状況について評価する。

3 調整計画を推進する全体像





○東京 2020 大会をきっかけに、2年後に引き継ぐレガシー

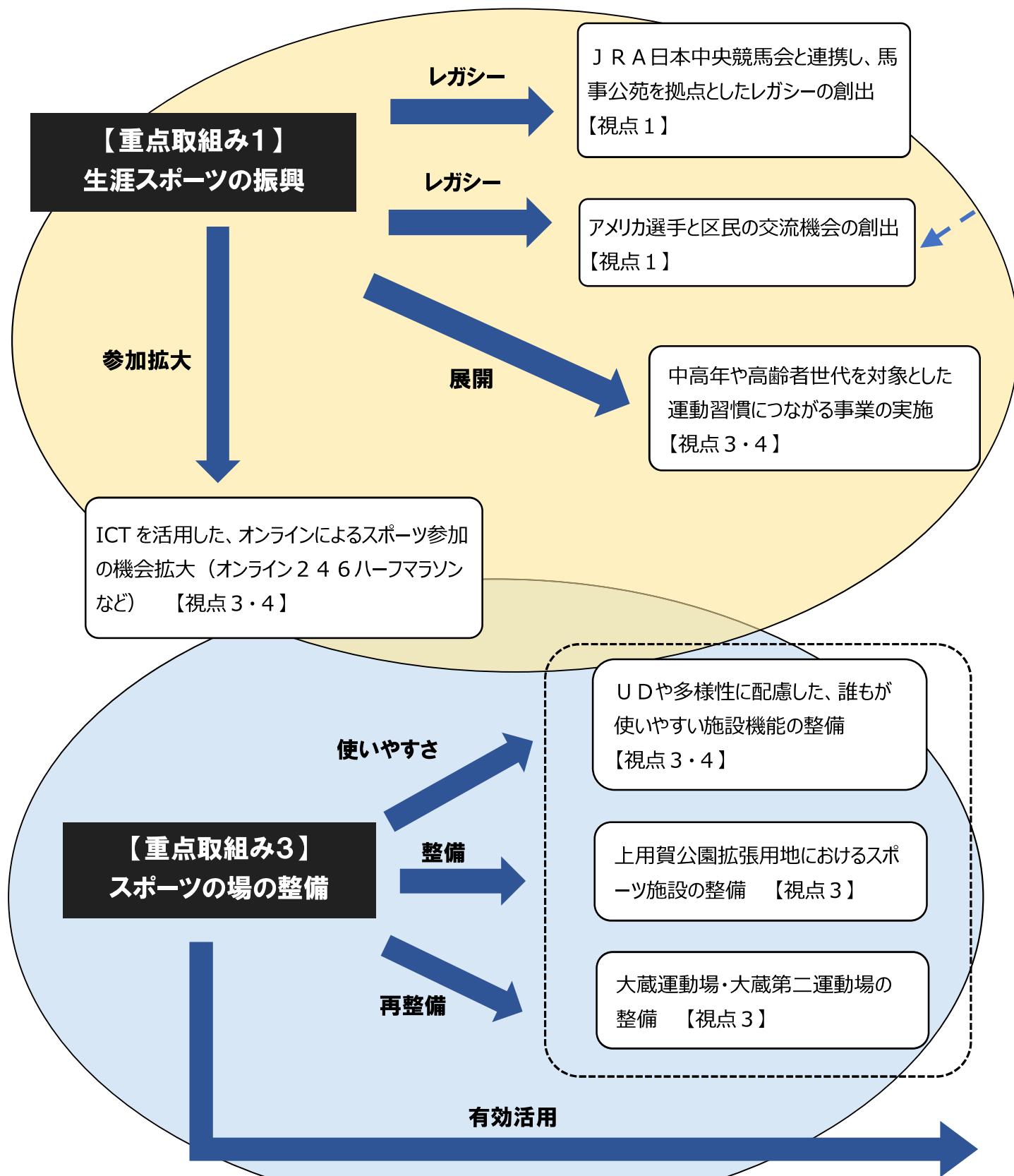
- ・区民一人ひとりにとって、スポーツがより身近なものになっています。
- ・区民のだれもがスポーツに親しめる環境が充実しています。
- ・スポーツを通じて、だれもがお互いを理解しあえる共生社会の実現をめざします。
- ・馬術競技の開催やアメリカ合衆国選手団のキャンプ実施が、かけがけのない記憶として引き継がれています。

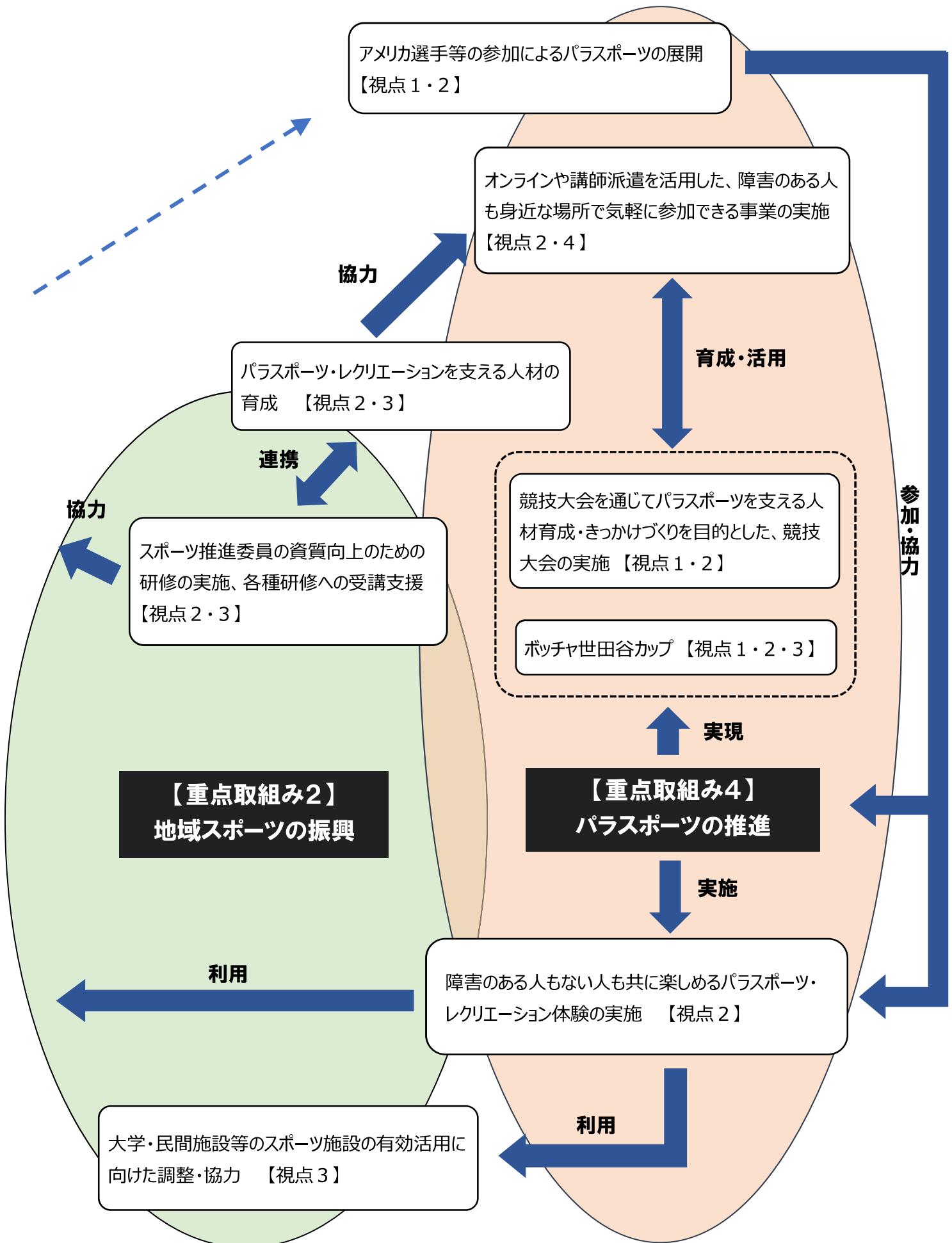
○スポーツ推進計画終了時（令和 5 年度（2023 年度）末）に達成すべき目標

「成人の週1回以上のスポーツ実施率65%以上」

第4章 スポーツ推進施策

課題を踏まえて調整計画で取り組む代表的な施策





【重点的な取組み1】生涯スポーツの振興

いつでも、だれでもスポーツに親しみ、いつまでも健康に過ごしている社会をつくり、スポーツに関心の低い区民や、関心はあっても始め方がわからない区民がスポーツをはじめるきっかけとなるよう、年代や生活環境に応じた施策及び情報発信を行います。

1 スポーツに親しむきっかけづくり

(1) 東京 2020 大会後のアメリカ選手との交流

東京 2020 大会では、区内にある J R A 馬事公苑が馬術競技の会場となりました。

区では新型コロナウイルス感染症の影響を受け、コミュニティライブサイト等イベントの中止などがありましたが、開催地としての役割を果たし、馬術競技を区民とともに盛り上げました。

また区立大蔵運動場と大蔵第二運動場においてアメリカ合衆国選手団のキャンプを実施しました。

区は、アメリカ合衆国のホストタウンとして内閣官房に登録されており、今後もアメリカ合衆国のスポーツ・文化・教育など、幅広い分野で交流の機会を創出することで、多文化多様性の理解を促進する取組みを進めます。

また、こうした東京 2020 大会を契機とした様々な取組みにより、区民の更なるスポーツへの参加推進や興味・関心を向上させ、スポーツ実施へとつなげていきます。

加えて、区民がスポーツをはじめるきっかけとなるよう、保健福祉領域やまちづくりセンター等と協力・連携し、区内のスポーツに関する情報を集約し、積極的に発信していきます。

現況【令和3年度（2021年度）】	目指す姿【令和5年度（2023年度）】
○東京 2020 大会開催 ○アメリカ合衆国選手団キャンプの円滑な運営	○東京 2020 大会レガシーを創出・活用した、区民のスポーツ参加意欲の向上 ○アメリカ選手との交流をきっかけとして、区民のスポーツへの関心が向上している
主な取組み	
○東京 2020 大会の気運醸成事業に基づく更なるスポーツ実施への取組み ○パラリンピック競技の普及啓発事業の実施 ○馬術競技および馬術振興拠点としての PR ○JRA 日本中央競馬会と連携し、馬事公苑を拠点としたレガシーの創出 ★ ○身近な地域でスポーツ活動に参加できる、区内スポーツ情報の集約・発信 ○東京 2020 大会終了後の区民スポーツ実施率向上などをはじめとした多くのレガシー創出 ○アメリカ選手と区民の交流の機会の創出 ★ ○健康の保持増進のため、運動習慣などを生活に加えられるような普及啓発の実施	
関係所管	スポーツ推進課、スポーツ施設課、交流推進担当課、健康企画課 (公財)世田谷区スポーツ振興財団

※調整計画で取り組む代表的な施策には、★印を付けています。

アメリカ選手との交流



JRAとの連携

(2) I C Tを活用した、身近な場所で気軽にスポーツができる環境の整備

令和3年度（2021年度）に行った区民意識調査によると、世田谷区における成人の週1回以上のスポーツ実施率は「45.5%」となっており、いわゆる働き盛り世代・子育て世代のスポーツ実施率が他の世代と比較して低く、この状況が計画策定時の平成25年度（2013年度）から依然として続いています。一方、国の調査結果では、スポーツ実施率が増加しており、国全体としてはコロナ禍でもスポーツを実施していることがわかりました。スポーツをしない理由としては「仕事や家事が忙しいから」がもっとも多く、他に「面倒くさいから」などが挙げられています。

スポーツをしない、もしくはやりたくてもできない理由は個人によってそれぞれですが、日常生活の中に無理なくスポーツを取り入れられていることが、生涯スポーツ社会を実現するうえで重要です。

仕事で忙しい人でも身近な場所で気軽にウォーキングやランニング等の運動ができるような環境の整備、子育て中の人が親子で参加できる事業や託児サービス付き事業の実施、中高年世代の人が健康・体力を保持増進するための事業の実施などの他、I C Tの急速な発達により可能となったオンラインの活用した教室など、より多くの区民にとってスポーツがさらに身近なものとなるよう、年代や性別、ライフスタイルに応じたスポーツ施策を展開していきます。

また近年、eスポーツについては、これまでの地域活性化や産業振興といった側面に加え、高齢者のフレイル予防や世代間交流の促進、また障害のある人も共に楽しみ社会参加を促進するためのツールとして活用する自治体が増えています。こうした他自治体の動きや国の動向も踏まえながら最新の情報収集および研究を進め、区における位置付け等について検討してまいります。

現況【令和3年度（2021年度）】	目指す姿【令和5年度（2023年度）】
<ul style="list-style-type: none">○成人の週1回のスポーツ実施率が横ばいである。○コロナ禍における施設閉鎖や自粛ムードにより、スポーツの機会が減少している	<ul style="list-style-type: none">○成人の週1回のスポーツ実施率が65%に達している○オンラインを活用し、自宅など身近な場所でも気軽に運動やスポーツを楽しむ事ができる

主な取組み

- 地区スポーツ施設や公園等の身近な場所で気軽にスポーツができる環境の整備
- 子育て世代が参加しやすい、子どもと一緒に参加できる事業や託児サービス付き事業の実施
- 成人の体力・基礎運動能力向上事業の実施
- 高齢者の生涯健康推進事業の実施
- 区内団体連携事業（成人事業、高齢者事業）の実施
- 健康の保持増進のため、日常生活でウォーキング等の運動を取り入れてもらうための提案（ウォーキングアプリの情報収集・導入可能性の検討など）
- I C Tを活用した、オンラインによるスポーツ参加の機会拡大（オンラインによるスポーツ教室、オンライン246ハーフマラソンなど）★
- 身近な地域でスポーツ活動に参加できる、区内スポーツ情報の収集・発信
- eスポーツの情報収集および研究、区における位置付け等についての検討

関係所管	スポーツ推進課、スポーツ施設課、健康新規課、公園緑地課 (公財)世田谷区スポーツ振興財団
------	---

2 生涯に渡ってスポーツを楽しめる環境づくり

(1) 中高年や高齢者世代を対象とした運動習慣につながる事業の実施

人生をいつまでも健やかに過ごすためには、ライフワークバランスや正しい食生活とともに適度な運動も重要です。特に高齢者の運動不足は病気や怪我に繋がりやすく、ちょっとした怪我をきっかけに体を動かすことができなくなることで、体力だけでなく社会参加の意欲までが失われてしまうなど、精神面への影響も懸念されます。

新型コロナウイルス感染症拡大により、長期に渡り不要不急の外出の自粛が求められるなど、この2年間でこれまでの生活様式が大きく様変わりしました。買い物やジョギング、友人とのスポーツ活動などの運動習慣が大きく制限されてしまう状況は、高齢者のフレイル予防の観点から好ましくなく、このような状況下でも健康を損ねることのないよう高齢者向けの運動機会の確保が求められます。

現在、区や（公財）世田谷区スポーツ振興財団、（公財）世田谷区保健センターなどが中高年や高齢者世代を対象とした各種健康事業、家庭内でできるエクササイズ動画の掲載、各種フレイル予防・介護予防講座、各地域でのラジオ体操の実施など様々な事業を行っています。今後は各事業実施所管の間で連携を図り、より横断的に健康増進事業に取り組むことで、中高年や高齢者世代の運動習慣の向上やフレイル予防に一層の効果を發揮し、中高年・高齢者の健康増進や健康寿命の延伸を目指します。

現況【令和3年度（2021年度）】	目指す姿【令和5年度（2023年度）】
○各所管が様々な中高年や高齢者向け事業を実施しているものの、情報発信が横断的に行われおらず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり運動量の低下が懸念されている。	○中高年や高齢者が自分の健康状態に合った運動方法について容易に情報を取得し、場所や時間の影響を受けずに運動できる様々なメニューが提供されている。
主な取組み	
○中高年や高齢者世代を対象とした運動習慣につながる事業の実施 ★	
○オンラインや講師派遣を活用した、高齢者でも身近な場所で気軽に参加できる事業の実施	
○インターネット動画を中心とした、高齢者向け自宅でできる軽運動メニューの充実	
○所管を横断した高齢者の健康増進事業の実施	
関係所管	スポーツ推進課、スポーツ施設課、高齢福祉課、市民活動・生涯現役推進課 介護予防・地域支援課、（公財）世田谷区スポーツ振興財団、（公財）世田谷区保健センター

(2) 幅広いスポーツに関する魅力の発信

東京2020大会では、新たにサーフィンやスポーツクライミング、スケートボードなどの競技が加わりました。現代はインターネットやスマートフォンの普及により新しい情報を手にしやすく、街には様々な用具を揃えた専門ショップもあり、昔に比べ人生のどのタイミングでもスポーツにチャレンジしやすい時代と言えます。また、近年のキャンプブームや登山ブームをきっかけに、トレッキングやキャニオニングなど、自然の中で体を動かすアクティビティスポーツにも注目が集まっています。

区内には野球場、体育館、テニスコートなど、各競技を行うために必要となる施設が多数あります。近年広がるスポーツの種類全てに対応することはできません。これからは、新たな施設の整備と並行して、広く様々なスポーツの魅力を紹介するなど、スポーツ施設の利用を前提としないスポーツについても、発信と支援を行っていくことが求められます。

(公財)世田谷区スポーツ振興財団と協同した、様々なスポーツを体験できるスポーツフェスティバルの実施や、アクティビティスポーツ団体、マリンスポーツ団体などとも連携したスポーツの紹介、競技人口の少ないスポーツの普及などに取り組んでいきます。また、自ら行うだけでなく、観戦する、応援するといったスポーツの楽しみ方の紹介など、生活の中にスポーツがいつでもどこでもある明るく楽しい社会を目指した活動に取り組んでいきます。

現況【令和3年度（2021年度）】	目指す姿【令和5年度（2023年度）】
○施設が整っている競技について、適正な施設運営や各種事業が行われ多くの利用がされているが、新たなスポーツ競技や施設を必要としないスポーツへの取組みがなされていない。	○競技スポーツに限らず幅広いスポーツの魅力を発信することで、多くの区民が新しいスポーツにチャレンジするなど、誰もが生涯を通してスポーツを楽しむ状況にある。
主な取組み	
○子どもから高齢者まで楽しめる、幅広いスポーツに関する魅力の紹介、広報実施 ○民間企業とも連携した、区民が新たなスポーツにチャレンジするきっかけづくり ○様々なスポーツの魅力に気付ける、スポーツフェスティバルの実施	
関係所管	スポーツ推進課、スポーツ施設課、(公財)世田谷区スポーツ振興財団、民間企業

3 スポーツを継続していく目標となる環境づくり

(1) 目標となる各種大会（世田谷246ハーフマラソン、子ども駅伝、区民体育大会等）の実施

東京2020大会の気運の高まりを受けて、大会終了後も、スポーツに対する興味・関心を持つ区民が増えることが予想されます。区民が継続してスポーツに取り組み、更なる技術の向上を図っていくためには、目標となる日々の練習の成果を発揮する場が必要です。

区では、これまでスポーツ振興財団と連携し、各種競技大会を実施してきました。その中でも、区の代表的な競技大会である「世田谷246ハーフマラソン」は定員の約4倍の参加希望があるなど、競技大会に対するニーズは高く、より多くの区民参加につながるよう、定員の拡充に取り組む必要があります。

このため、平成30年度(2018年度)の第13回大会より、定員を1,600名から1,800名に拡充するとともに、増員となった200名分の出走権は、スポーツ推進基金への5万円以上の寄附者へ付与する「ふるさと納税枠」として募集し、税外収入の確保に取り組んでおります。

また、スポーツとDX(デジタルトランスフォーメーション)の融合の取組みとして、1つ

の会場に集まらず、各々の場所で走行し、既存の専用のアプリケーションのG P S機能により計測した距離・タイムを主催者に報告する「オンラインハーフマラソン」を合わせて開催し、コロナ禍での新たな生活様式に沿った形で区民が安心してスポーツに参加できる機会と、従来の大会において抽選で落選したランナーにオンラインという形で大会に参加する機会を確保してまいります。

さらに、(公財)スポーツ振興財団とともに、ランニングとごみ拾いを融合させた「プロギング」など、スポーツを通じた社会貢献活動についても、SDGsの観点から取り組んでまいります。

他の各種競技大会においても、区内外のトップアスリートの協力を得るなど、魅力的な競技環境となるよう、内容の充実を図りながら、継続して開催していきます。

現況【令和3年度（2021年度）】	目指す姿【令和5年度（2023年度）】
○区民の目標となる各種競技大会の定員拡充を図るなど、大会内容を充実して実施している	○従来の競技大会に加え、オンライン機能を活用した大会開催を行い、更なる定員の拡充・大会内容の充実を行っている
主な取組み	
○世田谷246ハーフマラソンの実施 ○オンラインハーフマラソンの実施 ○世田谷246フェスティバルの実施 ○プロギングの実施 ○世田谷子ども駅伝の実施 ○区民体育大会の実施 ○各種共催大会の実施 ○世田谷陸上競技会の実施	
関係所管	スポーツ推進課、スポーツ施設課、教育指導課、(公財)世田谷区スポーツ振興財団



(2) ジュニア育成事業の推進

東京 2020 大会終了後、オリンピック・パラリンピックを目標として、競技力の向上を目指す子どもたちが増えてくることが予想されます。

競技力を向上していくためには、子どもの頃から継続してスポーツに取り組むことにより、競技力の底上げを図ることが重要です。

区では、こうした子どもたちの目標達成を支援するため、スポーツ振興財団と連携して、主に小・中学生を対象としたスポーツ教室や練習会等を実施してきました。トップアスリートからの指導を楽しみながら受けることで、子どもたちの技術の向上や精神面での成長を促す取組みも進めてきました。

今後は、アメリカ選手との交流の機会を設けるなど、世界のトップアスリートと間近に接することにより、子どもたちにとっても大きな刺激となり、競技力向上への意欲がより増していくものと思われます。

一方、成績を重視する結果、行き過ぎた指導へと繋がり、違法行為や一般社会のコンプライアンス違反となるような事案が発生する恐れがあります。より健全なスポーツの普及・推進のため、ジュニア時代から適切な指導・教育が行われるよう周知等に取り組んでまいります。

世田谷から世界で活躍するアスリートが輩出され、そのことが区民の希望や目標、またスポーツに触れるきっかけとなるよう、今後もスポーツ振興財団と連携して競技種目の拡大や内容の充実を図り、ジュニア選手の育成を継続して実施していきます。

現況【令和3年度（2021年度）】	目指す姿【令和5年度（2023年度）】
○各種ジュニア育成事業を実施している	○競技種目の拡大、内容の充実を図り、各種ジュニア育成事業を継続実施している
主な取組み	
<ul style="list-style-type: none">○ジュニア育成のためのスポーツ教室、練習会の実施○多摩川流域少年サッカー大会の実施○スポーツコンプライアンスについて、各競技団体・指導者への周知・研修等の実施○アメリカ選手など世界のトップアスリートとの交流	
関係所管	スポーツ推進課、スポーツ施設課、（公財）世田谷区スポーツ振興財団



【重点的な取組み2】 地域スポーツの振興

身近な場所でいつでもスポーツができる環境をつくるとともに、地域スポーツや地域コミュニティの支援・育成に取り組み、地域スポーツ団体等と連携し、スポーツによる地域の活性化を行っていきます。

1 総合型地域スポーツ・文化クラブの支援

(1) 総合型地域スポーツ・文化クラブ新規設立支援

総合型地域スポーツ・文化クラブは、身近な場所で、いつでも、だれでも気軽にスポーツができる場となっており、地域スポーツや文化活動の中心となる存在です。また、世田谷の総合型地域スポーツ・文化クラブは、学校施設を主な拠点として、地域住民が主体となって運営しており、地域コミュニティの形成・活性化につながる存在でもあります。

区ではこれまで、新たな総合型地域スポーツ・文化クラブの設立支援を、区のスポーツ振興施策の最重要項目として取り組んできました。その結果、令和3年度（2021年度）現在、区内に8つの総合型地域スポーツ・文化クラブが設立され、多種目・多世代参加型スポーツ・文化クラブとして、地域の特性を活かした、子どもから高齢者まで世代を超えた交流事業を展開し、地域コミュニティの活性化に貢献しています。一方で、いまだ総合型地域スポーツ・文化クラブの認知度は十分とはいえないことから、より多くの地域にクラブが設立されるためには、更なる周知のための取組みが必要です。

このため、新たなクラブの設立に向けて、設立していない学校やその地域の方々に対しては、総合型地域スポーツ・文化クラブの設立目的や趣旨、活動内容などを理解してもらえるよう、周知の強化を図っていきます。また、設立の気運が醸成しつつある地域については、学校やスポーツ推進委員などとも連携し、設立に向けた支援を行っていきます。

現況【令和3年度（2021年度）】	目指す姿【令和5年度（2023年度）】
○総合型地域スポーツ・文化クラブ8か所	○新たな総合型地域スポーツ・文化クラブの設立、もしくは設立に向けた準備団体の立上げ
主な取組み	
○学校や地域への総合型地域スポーツ・文化クラブの目的や趣旨の周知パンフレットの作成及び配布	
○設立していない学校や地域への総合型地域スポーツ・文化クラブの目的や趣旨の説明及びヒアリングの実施	
○設立に向けた既存団体との調整及び活動の拠点となる学校施設使用に関する学校関係者やスポーツ振興財団、スポーツ推進委員との設立に向けた連携・調整・協議	
○新たなクラブの設立準備を行っている組織に対する設立に向けた支援	
関係所管	生涯学習・地域学校連携課、スポーツ推進課、スポーツ施設課 (公財)世田谷区スポーツ振興財団

世田谷区の総合型地域スポーツ・文化クラブ一覧（2021年9月現在）

クラブ名	所在地
東深沢スポーツ・文化クラブ	深沢4-18-28（東深沢中学校内）
ようがコミュニティークラブ	上用賀5-15-1（用賀中学校内）
烏山スポーツクラブユニオン	南烏山4-26-1（烏山中学校内）
しろやま倶楽部	梅丘2-1-11（城山小学校内）
こまさわスポーツ・文化クラブ	駒沢2-10-6（駒沢小学校内）
翠と溪のスポーツ・文化クラブ	尾山台3-11-1（尾山台小学校内）
若林クラブ	若林5-38-1（若林小学校内）
一般社団法人ニチジョクラブ	北烏山8-19-1（日本女子体育大学内）

（2）活動中の総合型地域スポーツ・文化クラブへの協力・連携

現在活動している総合型地域スポーツ・文化クラブは、それぞれの地域において、特色ある活動を行い、参加者数を増やし、地域の活性化に貢献しています。

学校や地域へのホームページ等の活用によるクラブの周知など、広く区民に浸透させるための広報の充実を図ります。

また現在、総合型地域スポーツ・文化クラブは、学校施設を主な拠点として活動していますが、その学校と連携した子どものスポーツに対する活動などは、まだ少ない状況です。今後、総合型地域スポーツ・文化クラブと学校、またPTAなどの学校の関係団体などとの連携強化を図り、クラブが学校の教育活動や部活動等に関わることができるような環境整備や地域スポーツの発展、子どもの体力向上に向けた取組みについても検討を進めています。

さらに、総合型地域スポーツ・文化クラブが、障害のある人でも身近な場所で気軽に参加できる場となるよう、講師派遣や人材育成など、クラブ内でのパラスポーツ・レクリエーション活動促進のための支援を行います。

現況【令和3年度（2021年度）】	目指す姿【令和5年度（2023年度）】
○各クラブへの物品助成および運営支援 ○区広報等による活動の周知	○各クラブの認知度が高く、学校と連携した事業に取組み、地域の活性化の拠点となっている
主な取組み	
○学校や地域への既存の総合型地域スポーツ・文化クラブの活動内容の周知 ○各総合型地域スポーツ・文化クラブへの物品助成 ○学校や地域との教育活動や部活動などの連携 ○総合型地域スポーツ・文化クラブ連絡会の充実 ○各クラブへのパラスポーツ・レクリエーション活動促進のための支援	
関係所管	生涯学習・地域学校連携課、スポーツ推進課、スポーツ施設課 (公財)世田谷区スポーツ振興財団

2 スポーツによる地域の活性化

(1) 地域スポーツを支える人材の育成・活用

身近な場所でいつでもスポーツができる環境をつくるためには、スポーツ施策を地域で展開していく人やスポーツ指導者など、スポーツを「支える」人材が必要です。

世田谷では、これまでにもスポーツ推進委員が、総合型地域スポーツ・文化クラブの創設や活動の充実のための中心的な役割を果たすなど、地域スポーツ振興の推進役として地域に根ざした活動を活発に行ってきました。

また、スポーツ振興財団ではスポーツ指導者に対して指導にあたっての正しい知識・技術や安全の確保に関する養成を行うとともに、指導者を登録・活用する総合的な仕組みである「世田谷区スポーツ・レクリエーション指導者制度」（以下「spo・レクネット」という）を運用しています。

（公財）世田谷区保健センターが養成している「せたがや元気体操リーダー」も、区内の高齢者グループに出向いて運動指導を行うなど、高齢者が身近な地域で無理なく運動を続けられる環境づくりに貢献しています。

地域スポーツをより一層活性化し、生涯スポーツ社会を実現していくために、その担い手であるスポーツ推進委員やスポーツ指導者に対する研修等を実施し、更なる資質の向上に努めています。また、地域スポーツの担い手としての活動内容等を周知することで、スポーツ推進委員やスポーツ指導者が活動しやすい環境を整備していきます。

現況【令和3年度（2021年度）】	目指す姿【令和5年度（2023年度）】
○スポーツ推進委員が地域スポーツ振興の推進役として活動するとともに、スポーツ指導者が各地域で活動している	○研修等によりスポーツ推進委員やスポーツ指導者の資質がさらに向上している ○広報等により活動の場が拡大している
主な取組み	
<ul style="list-style-type: none">○スポーツ推進委員の資質向上のための研修の実施、各種研修への受講支援 ★○「spo・レクネット」の運用○「せたがや元気体操リーダー」養成講座の実施○まちづくりセンター等への地域スポーツを支える人材の周知○地域活動の情報収集（地域スポーツを支える人材とのマッチング）	
関係所管	健康推進課、（公財）世田谷区保健センター、生涯学習・地域学校連携課 スポーツ推進課、スポーツ施設課、（公財）世田谷区スポーツ振興財団



(2) 地域スポーツ団体と連携し、地域コミュニティ活動への派遣・協力

区内にはスポーツ活動がさかんな大学が多くあり、現在3つの大学と協定を締結して、スポーツに関する地域の課題解決等に取り組んでいます。そのほかにも、区では大学が実施するスポーツイベントやスポーツ教室等を、区報に掲載するなどの協力をを行い、世田谷246ハーフマラソンでは各大学からの招待選手や応援団、AED隊の派遣協力を受けるなど、互いに協力して地域スポーツを推進しています。

令和2年度には、ラグビーのトップリーグで活躍している「リコーブラックラムズ東京」を保有している株式会社リコーと協定を結びました。区とリコーブラックラムズ東京で協力し、ラグビ一体験教室の開催や介護予防運動講座等に取り組んでいます。

また、第一生命保険株式会社が所有する「第一生命相模園グラウンド」内の野球場について、学校活動の場ならびに区民利用施設としての活用に向け、第一生命保険株式会社および日本女子体育大学との三者で協議を行い、令和4年1月より区民利用が開始しました。

身近な地域におけるスポーツの場の確保については、民間事業者等の協力のもと、事業者等が区内に所有するスポーツ施設を、区民利用のため開放しています。また、区内にはスポーツ施設が充実している大学も多いことから、更なる場の確保について、民間事業者や大学等と協議を進め、実現可能な方法を検討していきます。

区民が身近な地域でスポーツに親しめるよう、今後も区内大学や民間事業者等との調整を進め、連携を強めることで、区、区内大学、民間事業者、地域住民のスポーツを通じた交流を推進していきます。

現況【令和3年度（2021年度）】	目指す姿【令和5年度（2023年度）】
○学校やまちづくりセンターを中心とした地域コミュニティ活動が行われている	○様々なスポーツ団体や民間事業者が地域コミュニティ活動に参加し、スポーツを通じた地域のさらなる活性化が図られている
主な取組み	
○区や大学・民間事業者等が実施するスポーツイベントでの相互協力	
○大学・民間事業者等との連携によるスポーツを通じた地域活性化	
○大学・民間事業者等のスポーツ施設の有効活用に向けた調整・協力 ★	
○大学・民間事業者等との連携によるスポーツの場の拡充	
関係所管	スポーツ推進課、スポーツ施設課、（公財）世田谷区スポーツ振興財団



ラグビ一体験会



ゲストティーチャー

【重点的な取組み③】 スポーツの場の整備

多様化する区民のスポーツニーズに対応するため、新規整備をはじめ、大学や民間スポーツ施設等の既存施設の区民開放につながる連携の検討を進め、だれでも使いやすい施設機能の充実したスポーツの場を確保していきます。

1 適正なスポーツ施設の配置

(1) 上用賀公園拡張用地におけるスポーツ施設の整備

上用賀公園の拡張用地については、「世田谷区基本計画」、「世田谷区都市整備方針」、「世田谷区みどりとみずの基本計画」、「生きものつながる世田谷プラン」、「世田谷区スポーツ施設整備方針」等の上位計画や地区計画（上用賀四丁目地区）との整合を図り、平成29年3月に公園整備における基本的な考え方を整理した「世田谷区立上用賀公園拡張整備基本構想」を策定しました。

また、平成30年1月には、拡張計画地におけるスポーツ施設の整備に向けた基本的な考え方をとりまとめた「世田谷区立上用賀公園拡張計画地におけるスポーツ施設の整備について」を決定し、その後、地域住民からの意見や民間事業者との対話等も踏まえ、令和2年3月に上用賀公園の施設整備と事業手法検討の基本方針を定めた「(仮称) 上用賀公園施設整備事業基本構想」を策定しました。

この「(仮称) 上用賀公園施設整備事業基本構想」を基本とし、上用賀公園拡張用地に、区民体育大会やパラスポーツ大会などが開催可能な体育館と、多目的に利用可能な屋外広場を備えた誰もが使いやすいスポーツ施設の整備を進めていきます。

なお、計画の推進にあたっては、従来の公共施設整備の手法だけではなく、民間の資金や経営・技術的能力の活用も含めた事業手法導入の検討を行い、基本計画の策定を進めます。

現況【令和3年度（2021年度）】	目指す姿【令和5年度（2023年度）】
○基本構想を策定済みだが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による財政状況悪化のため、計画の推進が止まっている	○施設の基本計画を策定し、事業手法を決定している ○建設事業者の選定に向けた取組みが進んでいる
主な取組み	
○上用賀公園拡張用地におけるスポーツ施設の整備 ★ ・民間資金・ノウハウ活用の検討、事業手法の決定 ・基本計画の策定 ・近隣への説明、意見交換の実施 ・東京2020大会を契機とした施設整備・機能の充実 ・施設整備を目的としたクラウドファンディング等の手法による寄附募集の検討	
関係所管	スポーツ推進課、スポーツ施設課、みどり政策課、公園緑地課、政策企画課

(2) 大蔵運動場・大蔵第二運動場の整備

大蔵運動場は区の拠点スポーツ施設として50年以上にわたり、その役割を担ってきました。大蔵第二運動場は旧「厚生年金スポーツセンター」を区が取得し、平成22年に開設しました。

大蔵第二運動場の開設当初から、両施設の一部機能の重複など課題がありましたが、効率的、効果的な施設運営に向け改善を図ってまいりました。

今後、施設の老朽化への対応を機に、上用賀公園拡張用地に開設予定のスポーツ施設との機能分担も踏まえて、大蔵運動場、大蔵第二運動場両施設に必要な機能を検討し、重複する機能の整理、統合及び拡充のため、両施設の合理的な活用に向けた施設整備の検討を行っていきます。

現況【令和3年度（2021年度）】	目指す姿【令和5年度（2023年度）】
<ul style="list-style-type: none">○平成29年度から大蔵第二運動場に指定管理制度を導入し、運営の一体化を行っている○今後、施設老朽化への対応を機に、重複機能の整理・統合、設備拡充の検討が必要	<ul style="list-style-type: none">○施設整備方針の政策決定及び基本構想の策定に向けて、準備が進んでいる
主な取組み	
<ul style="list-style-type: none">○大蔵運動場・大蔵第二運動場の整備 ★<ul style="list-style-type: none">・施設整備の基本的な考え方についての検討・調整・上用賀公園拡張用地スポーツ施設のプロセスを参考に、事業手法の検討・民間企業へのサウンディング調査の実施・公共施設の更新時等を契機とした施設の複合化・複合利用化による整備・東京2020大会を契機とした施設整備・機能の充実・施設整備を目的としたクラウドファンディング等の手法による寄附募集の検討	
関係所管	スポーツ推進課、スポーツ施設課、みどり政策課、公園緑地課、政策企画課



総合運動場温水プール（外観）



総合運動場温水プール（内観）

(3) 第一生命グラウンド野球場など地域・地区スポーツ施設の整備

スポーツ施設が不足している場所においては、それぞれの地域・地区の特性や利用者ニーズを踏まえ、民間事業者や大学等との連携推進、大規模な土地利用転換等に伴う用地や施設の活用、学校施設・区民利用施設等の複合化による整備、公共施設の改修や複合化等の機会を捉えて整備を進めていきます。

また、整備にあたっては、東京2020大会にて若者を中心に気運が高まったスポーツクライミングやスケートボードなどの新たな競技の場の確保を含め、利用者ニーズや周辺環境等を十分考慮した上で、施設整備・機能の充実を図ります。

民間事業者との連携では、第一生命が給田に保有する野球場を、区民が利用できるスポーツ施設として活用するため、第一生命、日本女子体育大学、世田谷区の三者で協議の上、令和3年3月に覚書を締結しました。

野球場は第一生命が全面人工芝化等の整備を行い、世田谷区と日本女子体育大学が令和4年1月から共同で利用を開始しました。区民には、鳥山地域に不足していた屋外スポーツ施設として開放しています。

公共施設の改修等を契機としたスポーツの場の整備では、東京都水道局の和田堀給水所(大原二丁目)において、給水所上部のスポーツ施設としての活用に向けた検討・調整を行っていきます。

現況【令和3年度(2021年度)】	目指す姿【令和5年度(2023年度)】
<ul style="list-style-type: none">○日本女子体育大学と野球場利用に関する基本協定、賃貸借契約を締結し、利用を開始する○身近にスポーツを行える場所が十分でない	<ul style="list-style-type: none">○第一生命グラウンド野球場が区民のスポーツの場として定着し、利用されている○和田堀給水所の活用に向けた検討・調整を進め、設計が進んでいる○地域・地区的状況や特性を踏まえつつ、施設の用途変更や複合化、未利用地等の活用などの機会を捉え、整備を検討する

主な取組み	
	<ul style="list-style-type: none">○第一生命グラウンド野球場の利用開始による野球場の利用推進○スポーツ振興財団と連携し、スポーツに取り組む機会創出等の事業検討○公共施設の用途変更や未利用地等を活用した整備○公共施設の更新時等を契機とした施設の複合化・複合利用化による整備○和田堀給水所の上部利用に向けた検討・調整○公園施設・学校施設等と連携したスポーツの場の確保○東京2020大会を契機とした施設整備・機能の充実

関係所管	スポーツ推進課、スポーツ施設課、(公財)世田谷区スポーツ振興財団、政策企画課
	公園緑地課、教育環境課、生涯学習・地域学校連携課

世田谷区内のスポーツ施設一覧



2 スポーツ施設の機能充実

(1) UDや多様性に配慮した、誰もが使いやすい施設機能の整備

既存の区内スポーツ施設は、大規模改修工事等の機会を捉えユニバーサルデザインを取り入れた利用しやすい施設への整備を進めてきましたが、まだまだ世代や障害の有無等を超えて、全ての区民が安全・安心・快適に利用できる施設になっているとは言いきれません。また、大規模なスポーツ施設や学校体育館等においては、災害時に避難場所としての機能も求められています。

今後も区内人口の増加や年齢構成、社会状況の変化に伴う多様なスポーツニーズが見込まれています。また、東京 2020 大会を契機として、アメリカ合衆国選手団キャンプ地となった大蔵運動場・大蔵第二運動場を中心に、外国人や障害を持つ方の利用の増加も想定されます。

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の趣旨も踏まえ、子どもから高齢者、障害の種類や程度、性別、国籍にとらわれず、誰にとっても利用しやすいスポーツ施設の整備を目指していきます。また、新型コロナウイルス感染症への対応についても、十分な対策を実施のうえ施設運営を行っていきます。

現況【令和3年度（2021年度）】	目指す姿【令和5年度（2023年度）】
○UDに対応した整備を進めているが、多様化するニーズに追いついていない	○様々な機会を捉え UD 化を促進し、誰もが利用しやすい施設環境が更に整備され、多様性に配慮した施設運営が行われている
主な取組み	
○UDや多様性に配慮した、誰もが使いやすい施設機能の整備 ★ <ul style="list-style-type: none">・多世代スポーツ環境に向けた多機能整備・ユニバーサルデザインによる人に優しい環境整備・外国人でも利用しやすい多言語表示・多様性（ジェンダー、ダイバーシティ）に配慮した環境整備・施設運営・施設の利便性の向上・地震災害等発生時の対応力の強化・施設整備を目的としたクラウドファンディング等の手法による寄附の募集	
関係所管	スポーツ推進課、スポーツ施設課、都市デザイン課、生涯学習・地域学校連携課



だれでもトイレ



だれでもシャワー室

(2) 環境に配慮した施設への改善

区では、公共施設の整備にあたって、環境への負荷を抑えるとともに、周囲の環境に配慮した世田谷らしい風景づくりに取り組んでいます。

このような中、新たなスポーツ施設の整備や既存スポーツ施設の改修にあたっても、利用者にとって機能面での利便性のみならず、施設が周辺環境と調和し、環境への負荷を抑えた省エネルギー化がなされ、地域特性を充分に踏まえた整備が求められており、大蔵運動場陸上競技場スタンドの屋根には太陽光パネルを設置し、大蔵第二運動場には屋上緑化設備を設置しました。

今後も新たな施設整備や既存施設の改修にあたっては、このような考え方をもとに、世田谷の豊かな自然や住環境を守り育てる世田谷らしいスポーツ施設として、周辺環境に配慮した施設づくりを進めていきます。

現況【令和3年度（2021年度）】	目指す姿【令和5年度（2023年度）】
○環境負荷や周辺環境との調和を考慮した施設改修・整備を実施してきたが、まだ改修すべき施設も多い	○施設改修にあたり、風景や環境に配慮し、地域特性地を踏まえた世田谷らしい施設整備が進んでいる
主な取組み	
○地域特性等を踏まえた施設整備 ○風景づくり計画に基づいた施設整備 ○ESCO事業による一層の環境負荷抑制	
関係所管	スポーツ推進課、スポーツ施設課、公共施設マネジメント課、環境計画課、都市デザイン課

3 合理的で質の高い管理運営

(1) 質が高く管理しやすいスポーツ施設整備

施設利用者に常に最適な状態で施設を利用していただくためには、定期的な機器の点検・修理にあたり、利用者の安全面や快適性を十分考慮した質の高いメンテナンス作業が行われるとともに、日常の維持管理を行うスタッフにとっても、点検や簡易な修繕、清掃作業等が行いやすい施設が求められます。

これまで、区立大蔵運動場や大蔵第二運動場においては、限られた財政状況の下、費用対効果や安全性の確保、また利用環境に対する利用者からの要望などを踏まえながら施設の保守・改修工事を適切に行うことで、施設運営の向上を図ってきました。

今後も引き続き、維持管理がしやすい優れたメンテナンス性を備えた、スポーツ利用に最適な環境の整った施設整備を進めていきます。

現況【令和3年度（2021年度）】	目指す姿【令和5年度（2023年度）】
○利用環境に適した施設整備・改修を進めているが、設備更新が施設の老朽化に追いついていない状況となっている	○中長期改修工事等の機会を捉え、最適な利用環境が整ったメンテナンス性の優れた施設への改修が着実に進んでいる
主な取組み	
○日常的な施設の点検・修繕、清掃等の更なる充実	
○既存施設のメンテナンス性の向上を目的とした施設改修	
○優れたメンテナンス性を備えた施設設計	
関係所管	スポーツ推進課、スポーツ施設課

（2）スポーツ施設ごとの管理運営面の最適化

スポーツ施設に求められるニーズは、競技種目やスポーツを行う目的（競技力の向上、健康目的など）によっても異なるため、施設ごとに利用者ニーズを的確に把握し、最適な管理運営を行っていく必要があります。スタッフにはスポーツに関する高い専門性も求められます。区では、このように様々な利用者ニーズに柔軟に対応できるよう、指定管理者制度の活用や官民連携手法導入の可能性を模索、競技団体の意見を取り入れた改修工事の実施など、効率的な施設管理を進めてきました。

今後、スポーツニーズの多様化に伴い、スポーツ施設に求められる期待は更に高まると予想され、より一層利用者ニーズに適した管理運営が求められます。引き続き施設ごとに更なる管理運営の最適化を目指し、利用者の利便性の向上や管理経費の削減を図り、合理的で質の高い施設運営を実現していきます。

現況【令和3年度（2021年度）】	目指す姿【令和5年度（2023年度）】
○指定管理者制度を活用した合理的な管理運営、利用者ニーズを取り入れた改修工事等を進めているものの、競技種目によってはニーズに応えられていない施設もある	○競技種目や利用者ニーズに応じた、施設ごとに合理的で質の高い管理運営が行われている
主な取組み	
○指定管理者制度の一層の活用	
○利用拡大に向けた施設整備（人工芝化、夜間照明設備の整備等）	
○効率的な施設管理方法の検討	
○利用時間等の適正化の検討	
○ICTを活用し、DX推進へと繋がる効率的な施設管理方法の検討	
関係所管	スポーツ推進課、スポーツ施設課

【重点的な取組み4】パラスポーツの推進

東京 2020 パラリンピックを、パラスポーツを大きく推進させる最大の好機と捉え、障害者がスポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実を図るとともに、障害のある人との交流促進の取組みをさらに進めます。

(1) 障害者がスポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実

スポーツ基本法において、スポーツは「障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」と明記されています。

区では、スポーツ振興財団との連携により、障害のある区民を対象としたスポーツ教室やイベントを実施してきました。その結果、令和元年度（2019年度）に実施した「世田谷区障害者（児）実態調査」では、1年間のスポーツや運動の頻度について、週1回以上スポーツを行っている障害者は、30.7%（週1～2回 18.7%、週3回以上 12.0%）となっており、令和2年度（2020年度）にスポーツ庁が行った「障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究」の結果である成人と7～19歳の障害者それぞれの週1回以上のスポーツ実施率24.9%、27.9%を僅かに上回ってはいるものの、十分な結果とは言えず、障害者がスポーツ・レクリエーションに参加する更なる機会の充実が必要です。

一方区では、東京 2020 パラリンピックをパラスポーツ推進の最大の契機とするため、パラリンピックの正式種目である「ボッチャ」を通じたパラスポーツの推進、普及啓発を図ることを目的に、平成30年度に一般社団法人日本ボッチャ協会と全国の自治体で初めて連携協力協定を締結し、障害者施設や小中学校、民間企業など様々なチームが出場する「ボッチャ世田谷カップ」や、学校・障害者福祉施設等へのボッチャボールセットの配置など、障害者が参加できる各種ボッチャの取組みを令和元年度（2019年度）から行っております。

今後も、パラリンピックのレガシーとして、日本ボッチャ協会と連携しながらボッチャの取組みを積極的に行っていくとともに、障害者のスポーツ・レクリエーションへの参加を促すため、庁内の関係所管と連携しながら、障害者の生活実態を踏まえ、ルールやプログラムを障害の内容や程度にあわせたパラスポーツ・レクリエーションの体験事業を実施していきます。また、障害者が継続してスポーツ・レクリエーション活動をするための施設の開放、区内障害者施設等への物品の支援などをスポーツ振興財団とも連携しながら実施していきます。

現況【令和3年度（2021年度）】	目指す姿【令和5年度（2023年度）】
障害者の週1回以上のスポーツ実施率 30.7%	障害者の週1回以上のスポーツ実施率 40%
主な取組み	
<ul style="list-style-type: none">○障害者がスポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実<ul style="list-style-type: none">・パラスポーツ・レクリエーション推進事業（体操教室、水泳教室等）・障害のある人も共に楽しめるスポーツ・レクリエーション交流事業（体験会）★	

- ・ユニバーサルスポーツ※推進事業（体験会等）

※子どもから高齢者まで、また障害の有無に関係なく、一緒に実践できるスポーツ。

- ・パラスポーツ体験会

- ・オンラインや講師派遣を活用した、障害のある人でも身近な場所で気軽に参加できる事業の実施 ★

- ・ボッチャ世田谷カップ ★

○障害者が継続してスポーツ・レクリエーション活動を行うための支援

- ・パラスポーツ・レクリエーションのための施設の開放

- ・区内障害者施設等への物品等の支援

- ・スポーツ推進基金を活用したパラスポーツ推進の取組み など

関係所管	スポーツ推進課、スポーツ施設課、障害施策推進課 障害者地域生活課、(公財)世田谷区スポーツ振興財団
------	--



2020ボッチャ世田谷カップ



パラスポーツ体験会

(2) スポーツ・レクリエーション活動を通じた障害のある人との交流促進

障害のある人もない人も、誰もが豊かに暮らせる共生社会の実現に向けて、スポーツ・レクリエーション活動を通じた取組みは、ひとつの大きなきっかけとなります。国際パラリンピック委員会でも「パラリンピックムーブメントの推進を通してインクルーシブな社会（障害者も健常者も共に生きる社会）を創出する」ことが、究極的なゴールとして掲げられています。

スポーツ・レクリエーション活動を通じた障害のある人との交流を促進するためには、区民が障害理解を深め、パラスポーツに対する関心を持つてもらうことが重要であり、区では、平成27年度から実施ししている「障害のある人もない人も共に楽しめるスポーツ・レクリエーション交流事業」をはじめ、令和元年度(2019年度)から「ボッチャ世田谷カップ」をはじめとする各種ボッチャの取組みや、複数のパラ種目をグループに分かれて体験する「パラスポーツ体験会」などを実施し、障害のある人が共にスポーツ・レクリエーションを楽しめる機会を充実させる取組みを行っております。

その結果、令和2年度(2020年度)に実施した区民意識調査によると、観戦またはやってみたいパラスポーツについて、何らかのスポーツを選択した人は、全体の70%となっており、「特にない」という人の28.6%を大きく上回る結果となりました。後期年次計画が始まる直前に行った同調査のパラスポーツに関する人は全体の35.8%であったことから、東京2020パラリンピックを契機とした気運醸成や、この間のパラスポーツ推進の取組みにより、区民の間で、パラスポーツへの関心が高まりつつあります。この気運を最大限活かし、スポーツ・レクリエーションを通じた共生社会の実現を目指すため、スポーツ活動を通じた障害のある人との交流機会のさらなる拡充を図ってまいります。

また、障害者がスポーツに親しむ機会の充実を図るために、指導者やサポートスタッフなどパラスポーツ・レクリエーションの取組みを支える人材の育成と確保も重要です。区では、スタッフ育成を目的とした講習会等の人材育成に取り組んでおります。今後、東京2020パラリンピック後を見据え、更なる人材育成を図っていくため、講習会の回数・内容の拡充等、取組みを加速してまいります。

また、地域におけるパラスポーツの広がりを進めるため、自主的にパラスポーツ・レクリエーション活動を担える団体の育成、発掘について検討をしてまいります。

さらに区は、東京2020大会における先導的共生社会ホストタウンとして内閣官房の登録を受けていることから、今後、こうしたスポーツ・レクリエーションを通じた障害のある人との交流や人材育成の場を通じて、障害者差別の解消や障害への理解を促進し、区民が共生社会について考える機会を創出していき、より多くの区民の参加を目指した、誰もがともにスポーツを楽しむ環境づくりに取り組んでいきます。

現況【令和3年度（2021年度）】	目指す姿【令和5年度（2023年度）】
○区民のパラスポーツへの関心が高まりつつある がパラスポーツ・レクリエーション活動を運営する指導者・スタッフが不足している	○東京2020大会を契機に、区民のパラスポーツへの関心がさらに高まり、パラスポーツ・レクリエーション活動の指導者・スタッフが拡充されている

主な取組み

○パラスポーツ・レクリエーション活動を支える人材の育成 ★

- ・障害のある人もない人も共に楽しめるスポーツ・レクリエーション交流事業（講習会）
- ・スポーツ推進委員に対する「初級障がい者スポーツ指導員」の資格取得促進
- ・スポーツ推進委員に対する「障がい者スポーツ指導員」の資格取得促進
※東京都の資格名にあわせて「障がい者」としている
- ・パラスポーツを支える人材育成のための研修の実施
- ・職員・教員等を対象としたボッチャ講習会
- ・パラスポーツ冊子の作成・更新

○パラリンピック競技をはじめとするパラスポーツの普及啓発事業の実施

関係所管	スポーツ推進課、スポーツ施設課、障害施策推進課 障害者地域生活課、（公財）世田谷区スポーツ振興財団
------	--



障害のある人もない人も共に楽しめるスポーツ・レクリエーション交流事業

(3) パラリンピックの気運醸成を活かしたパラスポーツの更なる推進

パラリンピックは、障害のあるトップアスリートが出場する世界最高峰のスポーツの祭典です。様々な障害を乗り越えて、無限の可能性に挑戦し、前向きに競技へ挑むパラリンピアンの姿には、私たちの心を動かす力があります。

また、様々な障害のある選手が安全で公平に競い合うために、パラリンピック競技は用具やルールに工夫が施されており、それが競技としての面白さや魅力にもなっています。

区では、東京 2020 パラリンピックの気運醸成を活かし、パラリンピック正式種目であるボッチャの取組みや、車いすバスケットボールなど、複数の種目を体験するパラスポーツ体験会、節目ごとのパラリンピック気運醸成イベント等を実施し、多くの方にパラスポーツの魅力を知っていただく取組みを進めてきました。

一方で、令和元年度(2019年度)の障害者(児)実態調査によると障害者がやってみたいパラリンピック競技種目は、1位「水泳」、2位「ボッチャ」で、観戦してみたい種目は1位「陸上競技」、2位「水泳」という結果でした。また区民全体を対象とした令和2年(2020年度)の区民意識調査では、やってみたい又は観戦してみたい種目は、1位「陸上競技」、

2位「車いすバスケットボール」となっており、障害のある人との関心の高い種目に違いはあるものの「陸上競技」については共に関心が高いことがわかりました。こうした結果を踏まえながら、今後も様々なパラリンピック競技種目の体験を通じたパラスポーツの普及を行っていきます。

また、区内にあるJRA馬事公苑が東京2020パラリンピックのパラ馬術会場として使用されたことから、パラ馬術の体験やPR事業等を通じた取組みを進めていくとともに、大会に出場したパラリンピアンと区民との交流の場を設けるなど、東京2020大会のレガシーを活用してまいります。

東京2020大会終了後もボッチャ等のパラリンピック競技をはじめとするパラスポーツが地域に根付き、障害のある人との交流が生まれることで、パラリンピックの気運醸成を活かしたパラスポーツ推進の取組みを更に加速させてまいります。

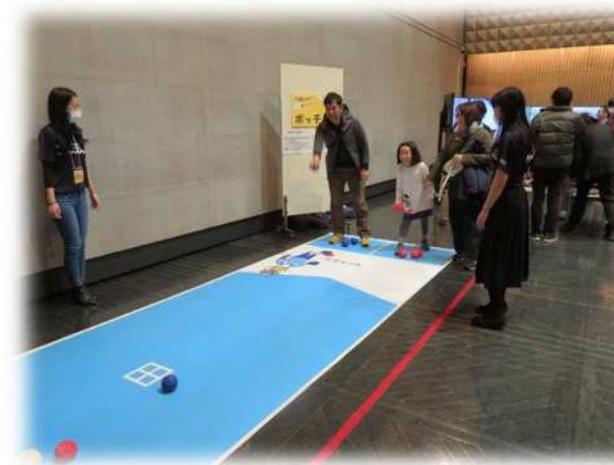
現況【令和3年度（2021年度）】	目指す姿【令和5年度（2023年度）】
○パラリンピックへの区民の関心が最高潮になり、ボッチャ等、パラリンピック競技種目への認知度が高まっている	○パラ馬術の普及やパラアスリートとの交流など、大会のレガシーが活用されている ○大会のレガシーとして、ボッチャ等のパラリンピック競技をはじめとするパラスポーツが地域に根付き、身近な場所でパラスポーツを楽しむ環境が充実している
主な取組み	
○東京2020大会の気運醸成事業に基づくパラスポーツの取組み <ul style="list-style-type: none">・ボッチャ世田谷カップ・パラスポーツ体験会・パラスポーツ冊子の作成・更新・パラリンピアンとの交流事業・アメリカ選手等の参加によるパラスポーツの展開 ★・競技大会を通じてパラスポーツを支える人材育成・きっかけづくりを目的とした、競技大会の実施 ★・パラリンピック競技のPR	
○オリンピック・パラリンピック教育の推進	
関係所管	スポーツ推進課、スポーツ施設課、障害施策推進課 障害者地域生活課、教育指導課、（公財）世田谷区スポーツ振興財団



東京 2020 大会に向けた 2 年前イベント in SETAGAYA



東京 2020 大会に向けた 1 年前イベント in SETAGAYA



東京 2020 大会に向けた 200 日前イベント in SETAGAYA

資料編

- 資料1 スポーツ基本法のあらまし
- 資料2 第2期スポーツ基本計画（概要）（スポーツ庁）
- 資料3 世田谷区区民意識調査2021（スポーツ）の結果（抜粋）
- 資料4 世田谷区区民意識調査2020（スポーツ）の結果（抜粋）
- 資料5 スポーツの実施状況等に関する世論調査（抜粋）（スポーツ庁）
- 資料6 都民生活に関する世論調査（抜粋）（東京都）
- 資料7 世田谷区障害者（児）実態調査結果報告書（抜粋）

資料1 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）のあらまし

1 総則

(一) この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とした。(第一条関係)

(二) スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようすることを旨として、推進されなければならないこと等、スポーツに関し、基本理念を定めることとした。(第二条関係)

(三) スポーツに関し、国及び地方公共団体の責務、スポーツ団体の努力等について定めることとした。(第三条～第七条関係)

(四) 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならないこととした。(第八条関係)

2 スポーツ基本計画等

(一) スポーツ基本計画

文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならないこととした。(第九条関係)

(二) 地方スポーツ推進計画

都道府県及び市町村の教育委員会（その長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた特定地方公共団体にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参照して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとすることとした。(第一〇条関係)

3 基本的施策

(一) スポーツの推進のための基礎的条件の整備等について、指導者等の養成等、スポーツ施設の整備等、学校施設の利用、スポーツ事故の防止等、スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決、スポーツに関する科学的研究の推進等、学校における体育の充実等の施策を定めることとした。(第一一条～第二〇条関係)

(二) 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備について、地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等、スポーツ行事の実施及び奨励等の施策を定めることとした。(第二一条～第二四条関係)

(三) 競技水準の向上等について、優秀なスポーツ選手の育成等、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会、国際競技大会の招致又は開催の支援等、ドーピング防止活動の推進等の施策を定めることとした。(第二五条～第二九条関係)

4 スポーツの推進に係る体制の整備

(一) スポーツ推進会議 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとすることとした。(第三〇条関係)

(二) 都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等

都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができることとした。(第三一条関係)

(三) スポーツ推進委員

市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあっては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整等の職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとすることとした。(第三二条関係)

6 国の補助等

国は地方公共団体、学校法人又はスポーツ団体に対し、地方公共団体はスポーツ団体に対し、それぞれそれらの行うスポーツの振興のための事業に要する経費の一部を補助することができることとした。(第三三条～第三五条関係)

7 施行期日等

(一) 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。(附則第二条関係)

(二) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

出典：文部科学省ホームページから引用

資料2 第2期スポーツ基本計画（概要）

第1章 第2期スポーツ基本計画の策定に当たって

スポーツ基本法に基づく第2期スポーツ基本計画は、平成29～33年度の5年間における、スポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針。

スポーツ審議会において審議を行い、平成29年3月1日に答申をとりまとめ、この答申を踏まえ、第2期スポーツ基本計画を策定。

第2期計画では、第2章で計画の理念を「スポーツの価値」として具体化。

第3章で施策体系を大括り化し（4つの政策目標）、数値目標を8から20に増加。

第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針

～スポーツが変える。未来を創る。Enjoy Sports, Enjoy Life～

スポーツの「楽しさ」「喜び」こそがスポーツの価値の中核であり、全ての人々が自発的にスポーツに取り組み自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創る。

1 スポーツで「人生」が変わる！

スポーツを「する」ことで、スポーツの価値が最大限享受できる。

スポーツを「する」「みる」「さきえる」ことでみんながその価値を享受できる。

スポーツを生活の一部とすることで、人生を楽しく健康で生き生きとしたものにできる。

2 スポーツで「社会」を変える！

スポーツの価値を共有し人々の意識や行動が変わることで、社会の発展に寄与できる。

スポーツは共生社会や健康長寿社会の実現、経済・地域の活性化に貢献できる。

3 スポーツで「世界」とつながる！

スポーツは「多様性を尊重する世界」「持続可能で逆境に強い世界」「クリーンでフェアな世界」の実現に貢献できる。

4 スポーツで「未来」を創る！

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を好機として、スポーツで人々がつながる国民運動を展開し、オリンピックムーブメントやパラリンピックムーブメントを推進。

本計画期間においては、「スポーツ参画人口」を拡大し、スポーツ界が他分野との連携・協働を進め、「一億総スポーツ社会」を実現する。

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実

【政策目標】

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週1回以上が 65%程度（障害者は 40%程度）、週3回以上が 30%程度（障害者は 20%程度）となることを目指す。

※スポーツ実施率：週1回以上が 42.5(障害者 19.2)%、週3回以上が 19.7(障害者 9.3)%

(1) スポーツ参画人口の拡大

① 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進

- ・スポーツの楽しみ方等を示す「ガイドライン」の策定・普及
- ・新たなスポーツや高齢者が取り組める「スポーツプログラム」の策定・普及

② 学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確保と体力の向上

（スポーツをする時間を持ちたいと思う中学生を増加（58.7%→80%）、スポーツが嫌い・やや嫌いである中学生を半減（16.4%→8%）、子供の体力を昭和60年頃の水準に）

- ・学習指導要領の改訂や全国的な体力調査等を通じた体育・保健体育の授業等の改善
- ・教員の研修、施設の整備等を通じた武道の指導の充実
- ・運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定
- ・学校体育活動中の重大事故を限りなくゼロにするという認識の下での事故防止の取組の推進

③ ビジネスパーソン、女性、障害者のスポーツ実施率の向上と、これまでスポーツに関わってこなかった人へのはたらきかけ

（成人のスポーツ未実施者の数がゼロに近づくことを目指す）

- ・ビジネスパーソンのスポーツ習慣づくりと民間事業者における「健康経営」の促進
- ・女性がスポーツに参画しやすい環境整備、障害者スポーツの裾野拡大に向けた取組の推進
- ・スポーツと食、エンターテインメント等他分野との融合やＩＴの活用による魅力向上

(2) スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

① スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保

- ・スポーツに関わる人材の数や属性の特徴などの全体像の明確化
- ・アスリートの雇用促進や地域での指導機会の拡大等によるキャリア形成の支援
- ・指導者養成のモデル・コア・カリキュラムの大学等への普及
- ・専門スタッフ、審判員、ボランティア等の育成・確保

② 総合型地域スポーツクラブの質的充実

- ・総合型クラブの登録・認証等の制度と中間支援組織の整備（47都道府県）
- ・P D C A サイクルにより運営の改善等を図る総合型クラブの増加（37.9%→70%）
- ・地域課題解決に向けた取組を行う総合型クラブの増加（18.4%→25%）

③ スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツに親しむ場の確保

- ・ストックの適正化に関するガイドラインの活用促進
- ・学校体育施設の開放の在り方に関する手引きを策定し施設を有効活用
- ・キャッチボール等が気軽にできる場としてオープンスペース等の有効活用の促進

④ 大学スポーツの振興

- ・大学においてスポーツ分野を統括する部局の設置促進、アドミニストレーターの配置促進（100 大学）
- ・大学横断的・競技横断的統括組織（日本版NCAA）の創設を支援

2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

【政策目標】

社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ、スポーツを通じた共生社会等の実現、経済・地域の活性化、国際貢献に積極的に取り組む。

(1) スポーツを通じた共生社会等の実現

① 障害者スポーツの振興等

(障害者の週1回のスポーツ実施率：成人 19.2%→40%，7～19歳 31.5%→50%)

- ・地方公共団体等において障害者スポーツを総合的に振興する体制の整備
- ・障害のある人とない人が一緒に親しめるスポーツ・レクリエーションの推進
- ・スポーツ施設のバリアフリー化、不当な差別的取扱いの防止による利用促進
- ・全ての特別支援学校が地域の障害スポーツの拠点となることの支援
- ・総合型クラブへの障害者の参加促進（40%→50%）
- ・障害者スポーツ指導者の養成の拡充（2.2万人→3万人）
- ・活動する場がない障害者スポーツ指導者を半減（13.7%→7%）
- ・障害者スポーツの理解促進により、直接観戦経験者を増加（4.7%→20%）
- ・全ての学校種の教員に対する理解促進、学校における障害児のスポーツ環境の充実

② スポーツを通じた健康増進

- ・スポーツによる健康寿命の延伸の効果について、エビデンスの収集・整理・情報発信
- ・効果的な「スポーツプログラム」や「ガイドライン」の策定・普及
- ・スポーツ事故等の情報収集、安全確保に向けた方策のとりまとめ、普及・啓発
- ・被災地でのスポーツによる身体的・精神的支援

③ スポーツを通じた女性の活躍促進

- ・女子生徒の運動習慣の二極化を含め女性特有の課題の整理
- ・女性指導者増加に取り組むとともに、スポーツ団体における女性登用を促進
- ・女性トップアスリートについて女性特有の課題に対応した医・科学支援の実施

(2) スポーツを通じた経済・地域の活性化

① スポーツの成長産業化

(スポーツ市場規模 5.5 兆円を 2020 年に 10 兆円、2025 年に 15 兆円へ拡大)

- ・スポーツの成長産業化、地域活性化の基盤としてのスタジアム・アリーナの実現
- ・各種スポーツ団体等と連携した新たなビジネスモデルの開発支援
- ・スポーツ経営人材の育成・活用、スポーツ団体におけるビジネス手法、IT の活用

② スポーツを通じた地域活性化

- ・スポーツツーリズムの推進（スポーツ目的の訪日外国人数を 138 万人→250 万人、スポーツツーリズム関連消費額を 2,204 億円→3,800 億円）
- ・地域スポーツコミッショナの設置促進（56→170）、地域コミュニティの維持・再生
- ・オリンピック・パラリンピック教育やホストタウンの推進

(3) スポーツを通じた国際社会の調和ある発展

- ・国際競技団体等における役員数の増加（25 人→35 人）や政府間会合への積極的な参加等を通じて国際スポーツ界の意思決定に参画
- ・スポーツ・フォー・トゥモローによりスポーツの価値を 100 カ国以上 1,000 万人以上に広げる
- ・諸外国におけるスポーツ情報を戦略的に収集・分析、スポーツ団体等における国際業務の体制強化
- ・ラグビーワールドカップ 2019 及び 2020 年東京大会について、政府の基本方針に基づき円滑な開催を支援、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西等に協力

3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

【政策目標】

国際競技大会等において優れた成績を挙げる競技数が増加するよう、各中央競技団体が行う競技力強化を支援する。

日本オリンピック委員会（JOC）及び日本パラリンピック委員会（JPC）の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、我が国のトップアスリートが、オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を取めることができるよう支援する。

① 中長期の強化戦略に基づく競技力強化を支援するシステムの確立

- ・中央競技団体は中長期の強化戦略を実践し、JSC、JOC 及び JPC は中央競技団体の強化戦略を多面的に支援。国は、ここで得た知見をターゲットスポーツの指定に活用
- ・ナショナルコーチやサポートスタッフの配置と資質向上、世界トップレベルのコーチの育成

② 次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築

- ・地域ネットワークを活用したアスリートの発掘や種目転向の支援
- ・将来メダルの獲得可能性のある競技やアスリートをターゲットとした集中的な強化
- ・国民体育大会にオリンピック競技種目の導入を促進

- ③ スポーツ医・科学、技術開発、情報等による多面的で高度な支援の充実
 - ・ナショナルトレーニングセンターや国立スポーツ科学センターを包含する「ハイパフォーマンスセンター」の機能強化
 - ・トップアスリートに対してスポーツ医・科学、情報等を活用し多方面から支援
- ④ トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実
 - ・ナショナルトレーニングセンター中核拠点の拡充棟を 2020 年の約 1 年前までに整備し、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を実現
 - ・ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点の活用

4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

【政策目標】

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、クリーンでフェアなスポーツ（スポーツ・インテグリティ）の推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指す。

- ① コンプライアンスの徹底、スポーツ団体のガバナンスの強化及びスポーツ仲裁等の推進
 - ・全てのアスリート等が主体的に取り組むことができる教育研修の推進
 - ・スポーツ団体の組織運営をモニタリング・評価し、必要な助言・支援を実施
 - ・スポーツ仲裁自動応諾条項の採択等により、全てのスポーツ団体におけるスポーツに関する紛争解決の仕組みの整備を促進

② ドーピング防止活動の推進

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けてドーピング検査員の育成をはじめ必要な体制の整備
 - ・ドーピング防止活動に係る情報を共有できる仕組みの構築
 - ・アスリートやサポートスタッフ、医師や薬剤師等に対する教育と、国際的なドーピング防止活動への貢献

第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

計画の広報活動の推進。SNSをはじめ多様なメディアを活用し国民に直接発信。

大きな潜在力にふさわしいスポーツ関連予算の更なる強化はスポーツ関係者の総意。併せて、予算の効率的・効果的な活用と、スポーツ団体等における公的資金の適正使用を徹底。

スポーツ振興投票制度（toto）等を活用、スポーツに対する寄附や投資を活性化。

計画の進捗状況をスポーツ審議会等において定期的に検証。検証プロセスを公開し、検証結果を次期スポーツ基本計画の策定における改善に反映。

出典：スポーツ庁ホームページから引用

資料3 世田谷区民意識調査2021（スポーツ）の結果（抜粋）

《調査の概要》

- 対象者 世田谷区在住の満18歳以上の男女
対象数 4,000人（内訳／日本国籍3,913人、外国籍87人）
抽出方法 層化二段無作為抽出法
調査方法 郵送配布・郵送回収またはインターネットによる回答
調査期間 令和3年5月25日～6月4日
有効回収数 2,086人（内訳／日本国籍2,056人、外国籍30人）
有効回収率 58.0%

グラフの見方

- 設問中に特に指示がない限り、選択肢を1つだけ選ぶ設問です。
- 小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならないものがあります。
- 複数回答の設問は、合計が100.0%を超えることがあります。
- グラフ中のnは、設問の回答者数を表します。

17. スポーツ

（1）この1年間に行ったスポーツや運動の回数

◎「週に1～2回」が2割半ば、「週に3回以上」が2割

問45 あなたがこの1年間にスポーツや運動（ウォーキングや軽い体操、介護予防のためのトレーニング、様々なレクリエーションなどを含む）を行った回数はどのくらいですか。（○は1つ）

図17-1-1



《調査結果》

この1年間に行ったスポーツや運動の回数を聞いたところ、「週に1～2回」(25.6%)が2割半ばで最も高く、以下「週に3回以上」(19.9%)、「月に1～3回」(14.8%)などと続く。「行わなかった」(27.3%)は3割近くとなっている。（図17-1-1）

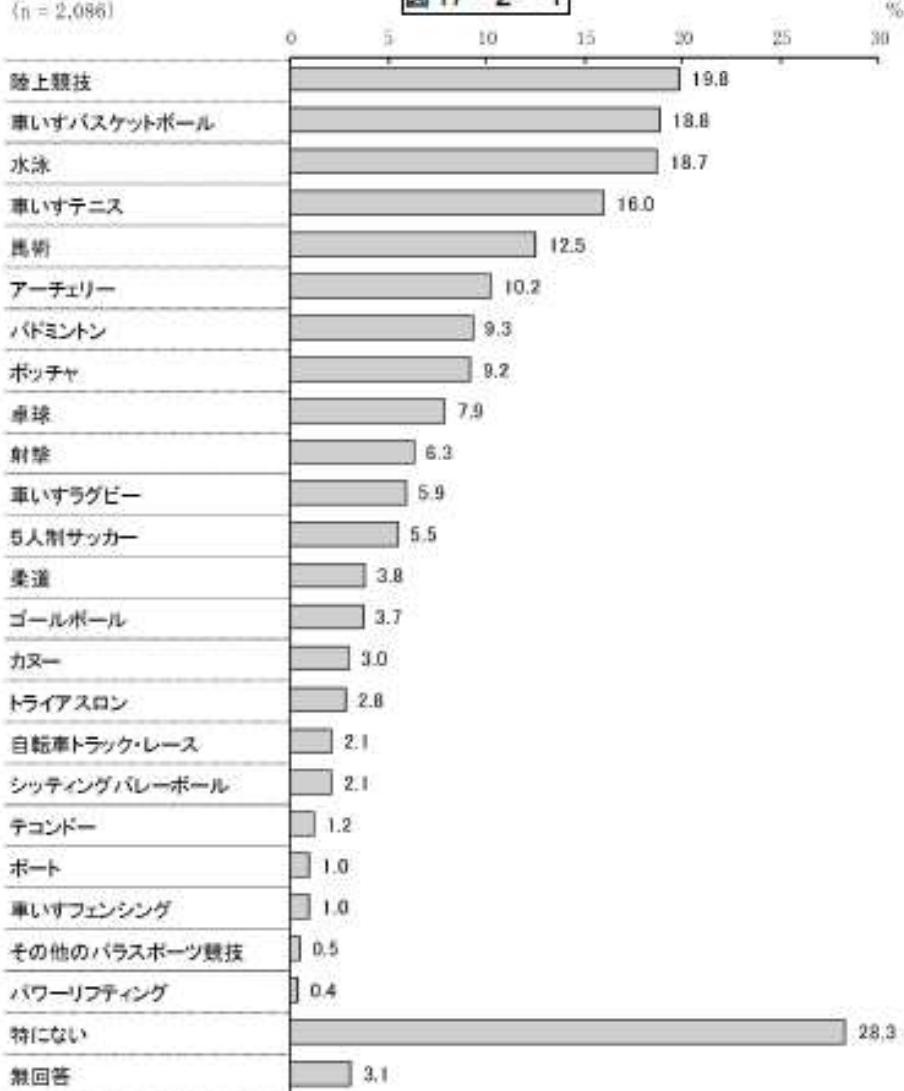
(2) 観戦またはやってみたいパラスポーツ

◎「陸上競技」が2割、「車いすバスケットボール」「水泳」が2割近く

問46 あなたが観戦（会場での観戦、テレビ観戦等）してみたい、またはやってみたい（イベント会場での体験を含む）と思うパラスポーツはどれですか。（以下の項目1～22の競技は、東京2020パラリンピック競技大会実施競技です。）（○は3つまで）

(n = 2,086)

図17-2-1



〈調査結果〉

観戦またはやってみたいパラスポーツについて聞いたところ「陸上競技」(19.8%)が2割、「車いすバスケットボール」(18.8%)、「水泳」(18.7%)が2割近くとなっている。以下、「車いすテニス」(16.0%)、「馬術」(12.5%)、「アーチェリー」(10.2%)などと続く。(図17-2-1)

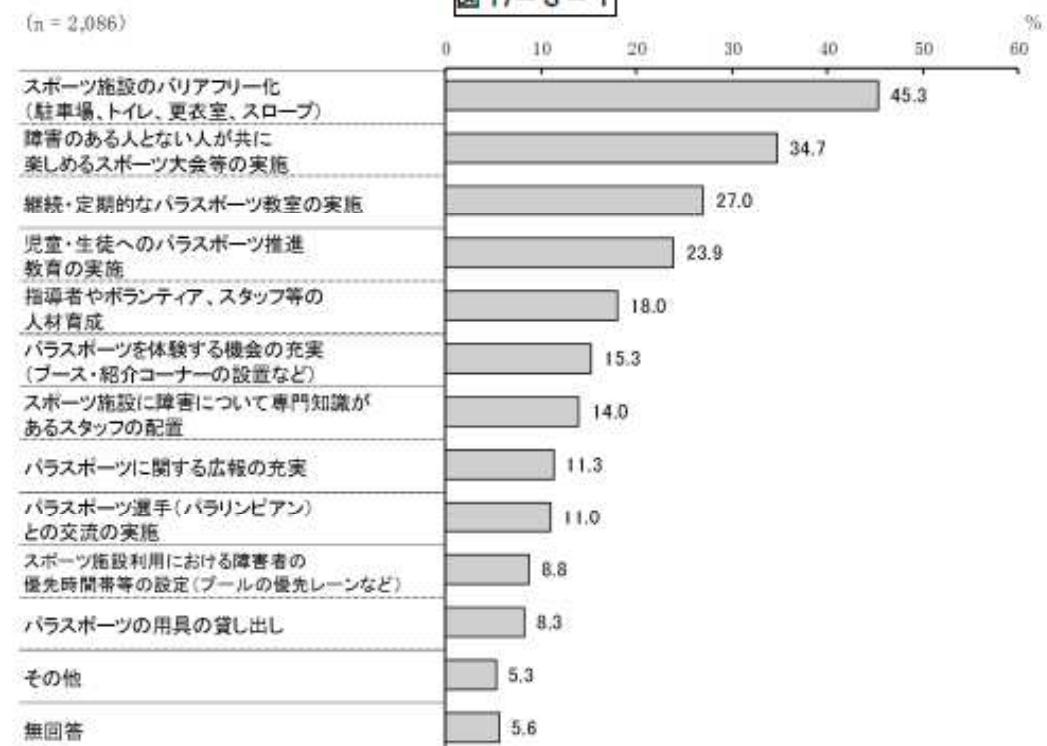
(3) パラスポーツ推進のための取り組み

◎「スポーツ施設のバリアフリー化」が4割半ば、「障害のある人との人が共に楽しめるスポーツ大会等の実施」が3割半ば

問47 区では、(公益財団法人)世田谷区スポーツ振興財団と連携し、現在、以下のパラスポーツの取り組みを行っております。あなたが、良いと思う取り組みはどれですか。(○は3つまで)

図17-3-1

(n = 2,086)



〈調査結果〉

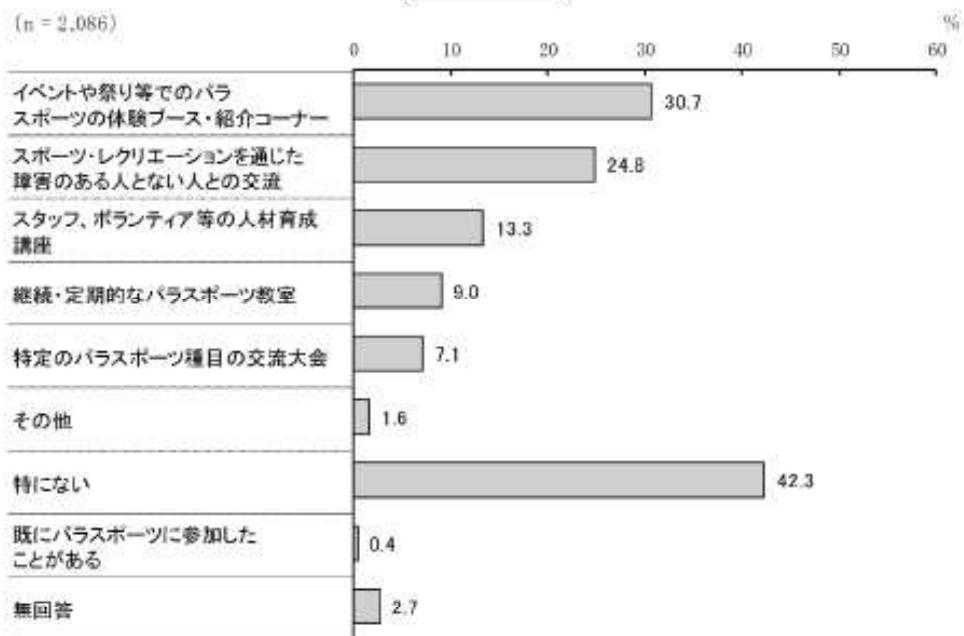
パラスポーツ推進のための取り組みについて聞いたところ、「スポーツ施設のバリアフリー化」(45.3%)が4割半ばで最も高く、以下、「障害のある人との人が共に楽しめるスポーツ大会等の実施」(34.7%)、「継続・定期的なパラスポーツ教室の実施」(27.0%)、「児童・生徒へのパラスポーツ推進教育の実施」(23.9%)、「指導者やボランティア、スタッフ等の人材育成」(18.0%)などと続く。(図17-3-1)

(4) 参加したいパラスポーツの内容

◎「イベントや祭り等でのパラスポーツの体験ブース・紹介コーナー」がほぼ3割

問48 あなたは、どのような内容であれば、今後パラスポーツに参加したいと思いますか。(○はいくつでも)

図17-4-1



〈調査結果〉

参加したいパラスポーツの内容を聞いたところ、「イベントや祭り等でのパラスポーツの体験ブース・紹介コーナー」(30.7%) がほぼ3割と最も高く、以下「スポーツ・レクリエーションを通じた障害のある人とない人との交流」(24.8%)、「スタッフ、ボランティア等の人材育成講座」(13.3%) などと続いている。

出典：世田谷区ホームページから引用

資料4 世田谷区民意識調査2020（スポーツ）の結果（抜粋）

《調査の概要》

- 対象者 世田谷区在住の満18歳以上の男女
対象数 4,000人（内訳／日本国籍3,905人、外国籍95人）
抽出方法 層化二段無作為抽出法
調査方法 郵送配布・郵送回収
調査期間 令和2年5月19日～6月4日
有効回収数 2,371人（内訳／日本国籍2,332人、外国籍39人）
有効回収率 59.3%

グラフの見方

- 設問中に特に指示がない限り、選択肢を1つだけ選ぶ設問です。
- 小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならないものがあります。
- 複数回答の設問は、合計が100.0%を超えることがあります。
- グラフ中のnは、設問の回答者数を表します。

16. スポーツ

（1）この1年間に行ったスポーツや運動の回数

◎「週に1～2回」がほぼ3割、「週に3回以上」が2割を超える

問53 あなたがこの1年間にスポーツや運動（ウォーキングや軽い体操、介護予防のためのトレーニング、様々なレクリエーションなどを含む）を行った回数はどのくらいですか。（○は1つ）

図16-1-1



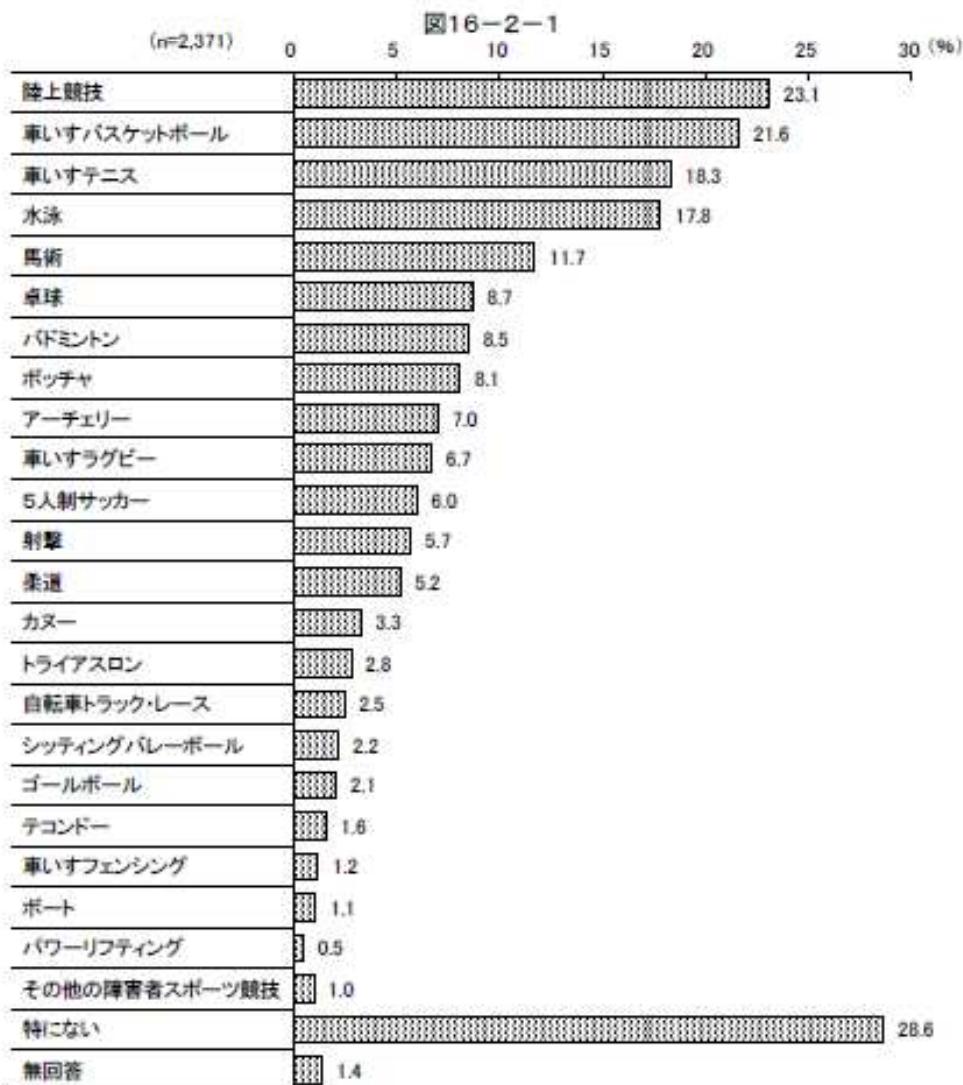
《調査結果》

この1年間に行ったスポーツや運動の回数を聞いたところ、「週に1～2回」(29.2%)がほぼ3割で最も高く、以下「週に3回以上」(22.4%)、「月に1～3回」(16.1%)などと続く。「行わなかった」(27.3%)は2割を超えていた。(図16-1-1)

(2) 観戦またはやってみたい障害者スポーツ

◎「陸上競技」と「車いすバスケットボール」が2割を超える

問54 あなたが観戦（会場での観戦、テレビ観戦等）してみたい、またはやってみたい（イベント会場での体験を含む）と思う障害者スポーツはどれですか。（○は3つまで）



〈調査結果〉

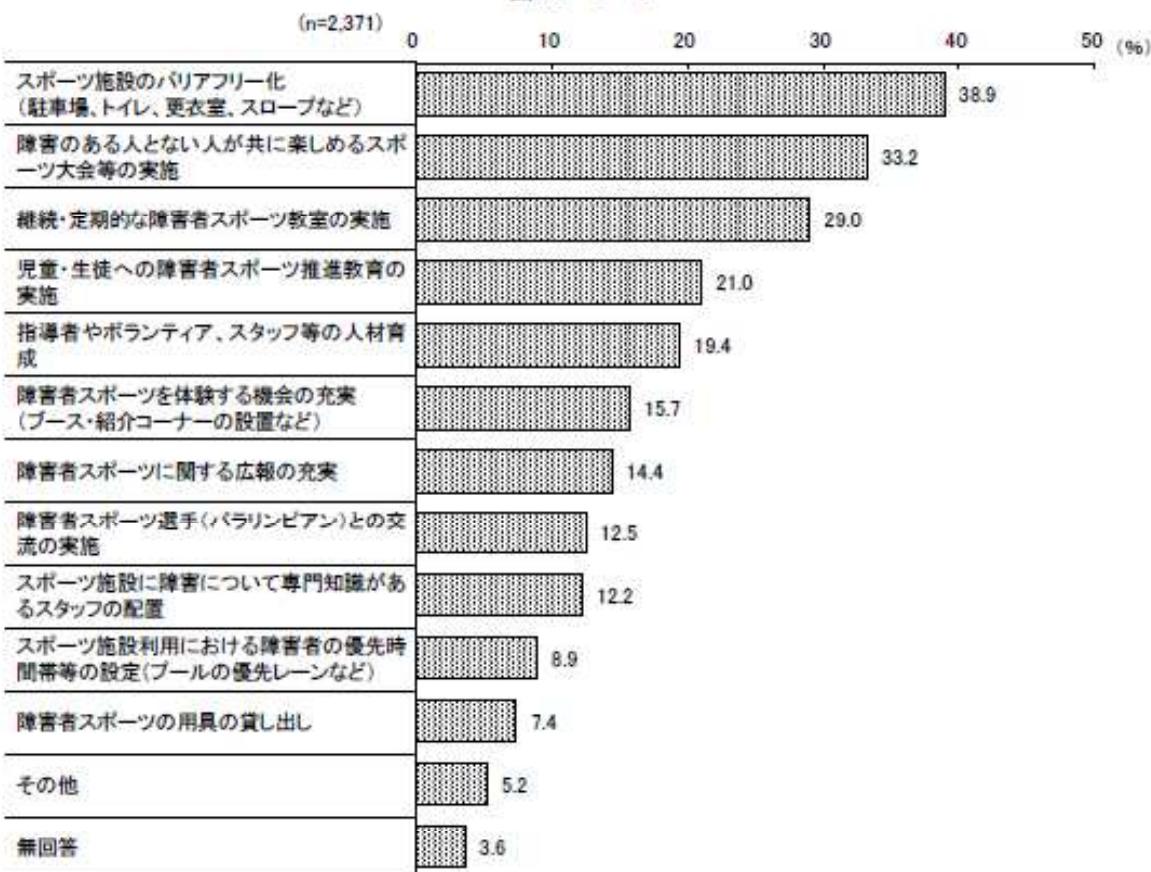
観戦またはやってみたい障害者スポーツについて聞いたところ「陸上競技」(23.1%)と「車いすバスケットボール」(21.6%)が2割を超えており、以下、「車いすテニス」(18.3%)、「水泳」(17.8%)、「馬術」(11.7%)などと続く。(図16-2-1)

(3) 障害者スポーツ推進のための取組み

◎「スポーツ施設のバリアフリー化」が4割近く、「障害のある人との人が共に楽しめるスポーツ大会等の実施」が3割を超える

問55 あなたは、障害者スポーツの推進に向け、どのような取組みを進めるべきだと思いますか。
(○は3つまで)

図16-3-1



〈調査結果〉

障害スポーツ推進のための取り組みについて聞いたところ、「スポーツ施設のバリアフリー化」(38.9%)が4割近くで最も高く、以下、「障害のある人との人が共に楽しめるスポーツ大会等の実施」(33.2%)、「継続・定期的なパラスポーツ教室の実施」(29.0%)、「児童・生徒へのパラスポーツ推進教育の実施」(21.0%)、「指導者やボランティア、スタッフ等の人材育成」(19.4%)などと続く。(図16-3-1)

出典：世田谷区ホームページから引用

資料5 スポーツの実施状況等に関する世論調査（抜粋）（スポーツ庁）

《調査の概要》

対象者 全国の18~79歳の男女
 対象数 「楽天インサイト」パネル 約220万人
 調査方法 上記パネルの登録モニターを対象としたWEBアンケート調査
 調査期間 令和2年11月6日~11月25日
 有効回収数 計20,000件

○スポーツ実施率について

週1日以上運動・スポーツをする者の割合は、20歳以上男女の平均で59.9%（前年度から6.3ポイント増）。
 年代別では若年層（10代・20代）を中心に各層で上昇している。性別では、女性よりも男性の方が2.7ポイント高く、全ての年代層において前年度の割合を上回っている。

年代別運動実施率 週1日以上		n=20,000 (%)				
	全体		男性		女性	
	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度
全年代平均	60.0	53.5	61.4	55.7	58.7	51.4
10代	64.1	52.2	65.1	58.7	63.0	45.4
20代	58.3	45.7	61.3	49.3	55.1	41.8
30代	55.1	45.6	59.0	49.3	51.0	41.8
40代	52.8	45.3	53.7	50.1	51.9	40.3
50代	54.2	48.7	55.3	50.5	53.1	47.0
60代	65.1	62.1	65.3	61.3	65.0	62.8
70代	74.8	73.4	76.3	74.4	73.6	72.5
成人のみ	59.9	53.6	61.8	55.8	58.3	51.0

年代別運動実施率 週3日以上		n=20,000 (%)				
	全体		男性		女性	
	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度
全年代平均	30.9	27.0	31.0	27.6	30.8	26.4
10代	29.4	25.5	28.6	28.6	30.3	22.3
20代	25.2	18.9	25.4	19.9	24.9	17.8
30代	23.5	17.5	24.3	19.5	22.6	15.3
40代	23.8	20.6	24.1	22.7	23.5	18.3
50代	27.5	23.8	27.5	23.6	27.5	24.0
60代	36.9	34.2	36.7	33.1	37.0	35.3
70代	48.5	46.2	50.2	47.7	47.0	44.9
成人のみ	30.9	27.0	31.4	27.8	30.4	25.9

○この1年間に実施した運動・スポーツについて[令和元年度との比較]

この1年間に実施した種目については、最上位の「ウォーキング」が前年度と比較して3.0ポイント増となっているが、上位の各種目について、前年度と比べ実施率に大きな変化は見られない。

※令和2年度上位20種目抜粋	(%)					
	全体		男性		女性	
	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度
1 ウォーキング(散歩・ぶらぶら歩き・一駅歩きなどを含む)	65.4	62.4	65.3	62.7	65.4	62.1
2 トレーニング	16.9	14.6	19.1	16.9	14.7	12.4
3 体操	16.9	14.2	12.5	11.9	21.2	16.4
4 階段昇降	16.3	16.3	17.9	17.8	14.7	14.8
5 ランニング(ジョギング)・マラソン・駅伝	14.0	13.9	20.5	19.8	7.6	7.9
6 自転車(BMX含む)・サイクリング	12.5	12.5	15.2	15.6	9.9	9.3
7 エアロビクス・ヨガ・バレエ・ピラティス	7.5	7.7	2.0	2.3	12.9	13.0
8 ゴルフ(コースでのラウンド)	6.6	7.1	11.5	12.5	1.8	1.8
9 ゴルフ(練習場・シミュレーションゴルフ)	5.8	6.2	9.8	10.6	1.9	2.0
10 釣り	4.3	4.3	7.0	7.0	1.7	1.6
11 登山・トレッキング・トレイルランニング・ロッククライミング	4.1	4.4	5.3	5.2	3.0	3.7
12 ボウリング	4.0	5.7	5.2	7.3	2.9	4.2
13 水泳	4.0	5.5	4.2	5.9	3.8	5.2
14 繩跳び	3.7	2.2	3.4	2.2	4.0	2.2
15 テニス・ソフトテニス	3.3	3.8	4.1	4.8	2.5	2.8
16 バドミントン	3.0	3.5	2.9	3.7	3.1	3.3
17 ダンス	2.9	2.7	1.1	1.2	4.7	4.3
18 キャッチボール	2.7	3.0	4.4	5.0	1.1	1.0
19 キャンプ・オートキャンプ	2.5	2.4	3.5	3.2	1.5	1.6
20 卓球(ラージボール含む)	2.5	3.6	2.9	4.2	2.1	3.0

○1年前と比べて運動・スポーツを実施する頻度について

「1年前と比べて運動・スポーツをする頻度は増えた」と答えたものが18.0%。

男女ともに20代・30代で「増えた」と答えた割合が20%と上回っている一方、男女ともに70代は低くなっている。

Q16あなたは1年前と比べて運動・スポーツを実施する頻度は増えましたか、減りましたか。

		(人)	増えた	あまり変わらない ・変わらない	減った	わからない	(%)
全体		19,592	18.0	52.5	26.1	3.5	
性別	男性	9,750	17.9	53.3	25.5	3.3	
	女性	9,842	18.1	51.6	26.7	3.6	
性年代	男性/10代	240	21.3	32.5	42.1	4.2	
	男性/20代	1,248	24.0	44.7	27.6	3.7	
	男性/30代	1,521	23.1	48.1	25.6	3.1	
	男性/40代	1,950	18.3	52.9	24.7	4.1	
	男性/50代	1,645	15.8	58.4	21.7	4.1	
	男性/60代	1,689	15.9	57.4	24.0	2.7	
	男性/70代	1,457	11.0	59.4	27.6	2.0	
	女性/10代	230	19.1	30.9	47.0	3.0	
	女性/20代	1,209	23.7	42.7	30.8	2.8	
	女性/30代	1,445	22.6	43.9	29.5	3.9	
	女性/40代	1,876	20.3	53.0	23.0	3.7	
	女性/50代	1,622	16.4	54.4	24.8	4.4	
	女性/60代	1,754	14.7	58.2	23.8	3.4	
	女性/70代	1,706	12.9	56.5	27.4	3.2	



・運動・スポーツが増えた理由としては「コロナウィルス感染症対策による日常生活の変化」と答えたものが36.4%で最も高く、「仕事が忙しくなくなったから」「運動・スポーツが好きになったから」と続いている。

・「1年前と比べて運動・スポーツを実施する頻度は増えた」と答えた者の81.1%が「ウォーキング」を実施している。

Q18 1年前と比べて運動・スポーツを実施する頻度が増えた理由は何ですか。

■運動・スポーツを実施する頻度が増えた者が実施している種目(上位10種目抜粋)

		(人)	による日常生活の感染症対策	にコロナウイルス感化対策	仕事が忙くなつたから	な運動・スポーツが好きになつたから	健康になつたから	仲間ができたから	な家庭・育児が忙しくなつたから	場所や施設ができるから	お金に余裕ができるから	指導者がいるようになつた	その他	特に理由はない	わからぬ	(%)
全体		3,529	36.4	27.0	16.4	13.5	13.4	10.6	9.9	6.2	4.1	12.0	14.2	1.2		
性別	男性	1,748	32.4	32.2	19.7	16.3	15.5	7.3	11.8	8.2	3.5	8.9	13.7	1.4		
	女性	1,781	40.4	22.0	13.1	10.7	11.3	13.9	8.0	4.2	4.7	15.2	14.7	1.1		
性年代	男性/10代	51	27.5	23.5	31.4	15.7	21.6	9.8	17.6	13.7	7.8	7.8	11.8	2.0		
	男性/20代	299	32.4	38.1	25.8	17.4	24.7	9.4	14.7	10.0	6.4	6.7	10.0	1.3		
	男性/30代	352	32.1	33.2	21.0	14.5	18.2	8.8	13.9	6.0	5.4	8.0	10.5	2.0		
	男性/40代	357	29.7	28.6	18.8	14.0	9.2	8.1	10.1	7.8	1.4	11.2	15.7	1.4		
	男性/50代	260	38.8	27.7	17.7	16.5	13.5	6.5	8.8	8.8	3.1	7.7	17.3	1.2		
	男性/60代	269	32.0	37.9	14.9	14.5	11.2	3.0	8.2	8.2	1.9	9.3	15.6	1.5		
	男性/70代	160	31.3	26.9	15.0	26.3	15.0	5.6	14.4	8.1	1.3	11.3	14.4	-		
	女性/10代	44	45.5	11.4	22.7	15.9	13.6	2.3	6.8	6.8	9.1	11.4	9.1	4.5		
	女性/20代	287	42.2	28.2	18.1	11.5	11.8	9.8	7.7	5.6	3.8	12.2	10.5	1.4		
	女性/30代	327	34.3	22.6	12.8	8.0	9.2	15.6	6.7	3.1	3.1	19.9	14.7	0.9		
	女性/40代	380	40.0	19.2	7.9	8.7	8.2	16.8	7.4	4.5	4.7	16.1	17.1	1.6		
	女性/50代	266	44.7	24.1	15.0	7.9	9.8	14.7	8.3	5.3	3.0	17.3	13.2	0.4		
	女性/60代	257	40.1	19.8	13.2	11.7	10.5	14.0	9.3	3.5	5.8	12.1	19.1	0.4		
	女性/70代	220	41.8	19.5	11.4	18.2	21.8	12.7	10.0	2.7	8.2	12.3	14.1	0.9		

種目	人数	割合
ウォーキング(散歩・ぶらぶら歩き・一駅歩きなどを含む)	2,863	81.1
トレーニング	1,162	32.9
ランニング(ジョギング)・マラソン・駅伝	871	24.7
体操	871	24.7
階段昇降	795	22.5
自転車(BMX 含む)・サイクリング	671	19.0
エアロビクス・ヨガ・バレエ・ピラティス	453	12.8
ゴルフ(コースでのラウンド)	318	9.0
ゴルフ(練習場・シミュレーションゴルフ)	288	8.2
縄跳び	230	6.5
釣り	229	6.5

出典：スポーツ庁報道発表から引用

資料6 都民生活に関する世論調査（抜粋）

《調査の概要》

- 対象者 東京都全域に住む満18歳以上の男女個人
- 対象数 4,000標本（令和元年までは3,000標本）
- 調査方法 郵送法（郵送配布・郵送回収、WEB〔インターネット〕回答併用）
〔令和元年までは個別訪問面接聴取法〕
- 調査期間 令和2年9月4日～10月4日
- 有効回収数 計2,273件〔うち郵送1,546標本、インターネット727標本〕

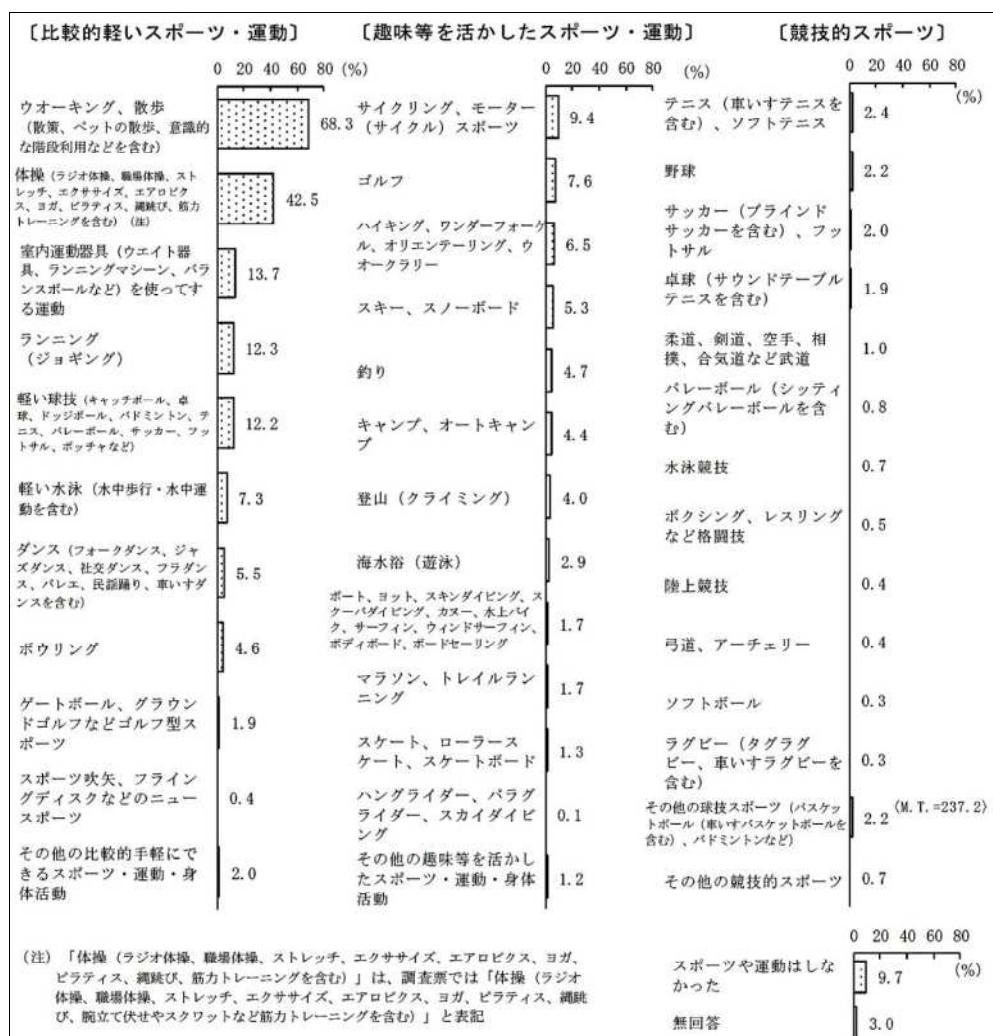
5 都民のスポーツ活動・障害者スポーツ

5-1 スポーツ・運動の1年間の実施状況

図5-1-1（全員の方に）

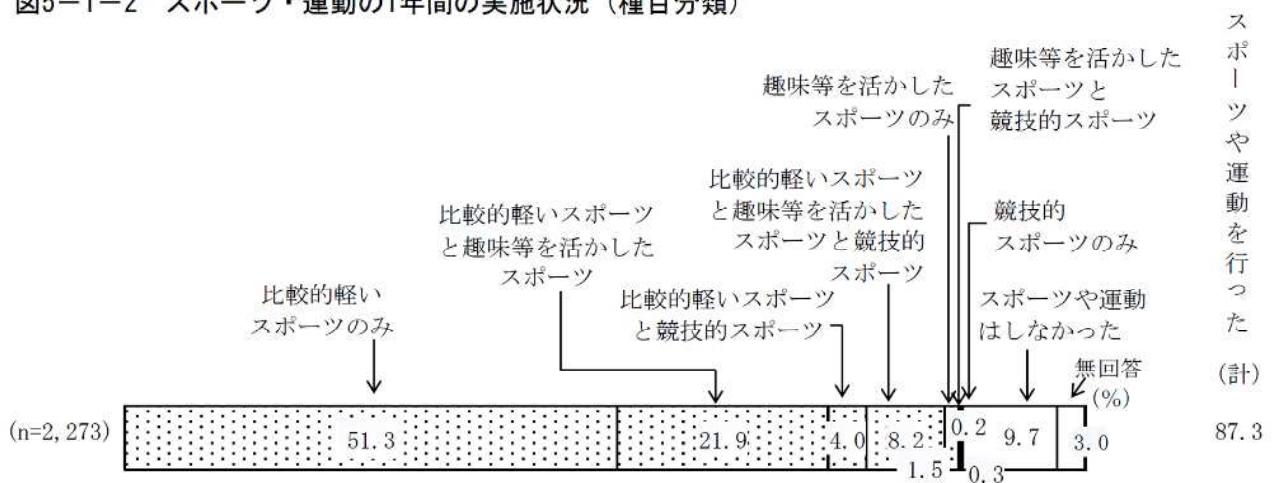
問15 あなたが、この1年間※実施したスポーツや運動があれば、次の中からいくつでもお選びください。
なお、ここでいう「スポーツ」や「運動」には、ルールに基づいて勝敗や記録を競うスポーツや運動だけでなく、散歩、体操をはじめ、健康づくりのために、目的をもって自主的に行う身体活動を広く含めます。（○はいくつでも）

※新型コロナウイルス感染症による影響を受ける前の期間も含めた過去1年間（令和元年9月頃から令和2年9月頃まで）でお答えください。



この1年間に実施したスポーツや運動の種目を聞いたところ、「ウォーキング、散歩（散策、ペットの散歩、意識的な階段利用などを含む）」が68%と最も多く、次いで「体操（ラジオ体操、職場体操、ストレッチ、エクササイズ、エアロビクス、ヨガ、ピラティス、縄跳び、腕立て伏せやスクワットなど筋力トレーニングを含む）」43%、「室内運動器具（ウェイト器具、ランニングマシーン、バランスボールなど）を使ってする運動」14%などの順となっている。一方、「スポーツや運動はしなかった」は10%となっている。

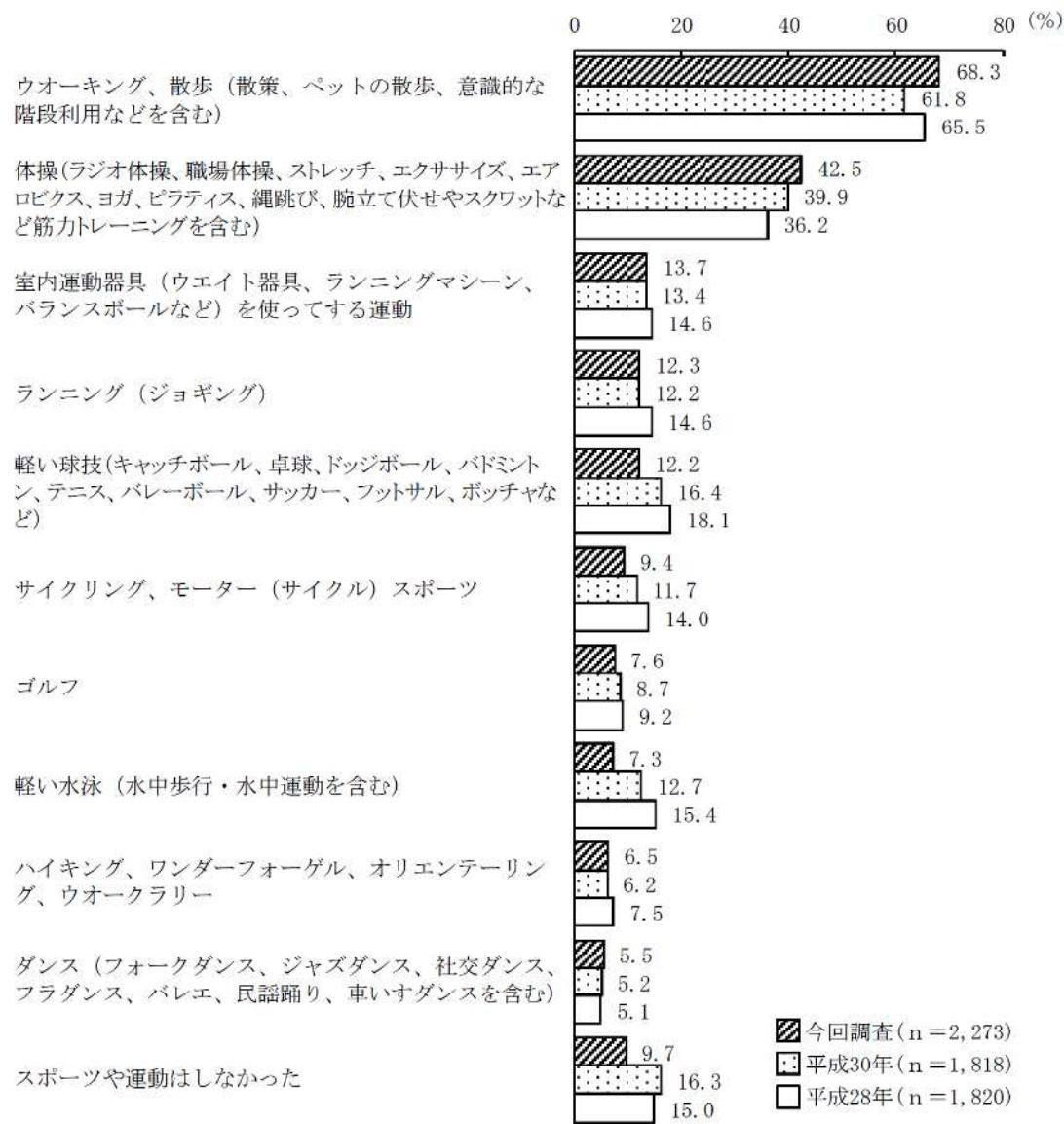
図5-1-2 スポーツ・運動の1年間の実施状況（種目分類）



種目分類をみると、「比較的軽いスポーツのみ」が51%で最も多く、次いで「比較的軽いスポーツと趣味等を活かしたスポーツ」22%、「比較的軽いスポーツと趣味等を活かしたスポーツと競技的スポーツ」8%、「比較的軽いスポーツと競技的スポーツ」4%などの順となっている。

今回は、前回までの調査と調査方法が異なるため、スポーツ・運動の1年間の実施状況の上位10種目を過去の調査結果と単純に比較することができないが、平成30年よりも「ウォーキング、散歩(散策、ペットの散歩、意識的な階段利用などを含む)」が7ポイント増加している。また、「スポーツや運動はしなかった」は7ポイント減少している。

図5-1-3 スポーツ・運動の1年間の実施状況（上位10種目+「スポーツや運動はしなかった」）
—過去の調査結果



(注1)「ウォーキング、散歩(散策、ペットの散歩、意識的な階段利用などを含む)」は、平成28年では「ウォーキング、散歩(散策、ペットの散歩などを含む)」

(注2)「体操(ラジオ体操、職場体操、ストレッチ、エクササイズ、エアロビクス、ヨガ、ピラティス、縄跳び、腕立て伏せやスクワットなど筋力トレーニングを含む)」は、平成30年では「体操(ラジオ体操、職場体操、ストレッチ、エクササイズ、エアロビクス、ヨガ、ピラティス、縄跳び、筋力トレーニングを含む)」、平成28年は「体操(ラジオ体操、職場体操、ストレッチ、エクササイズ、エアロビクス、ヨガ、ピラティス、縄跳びを含む)」

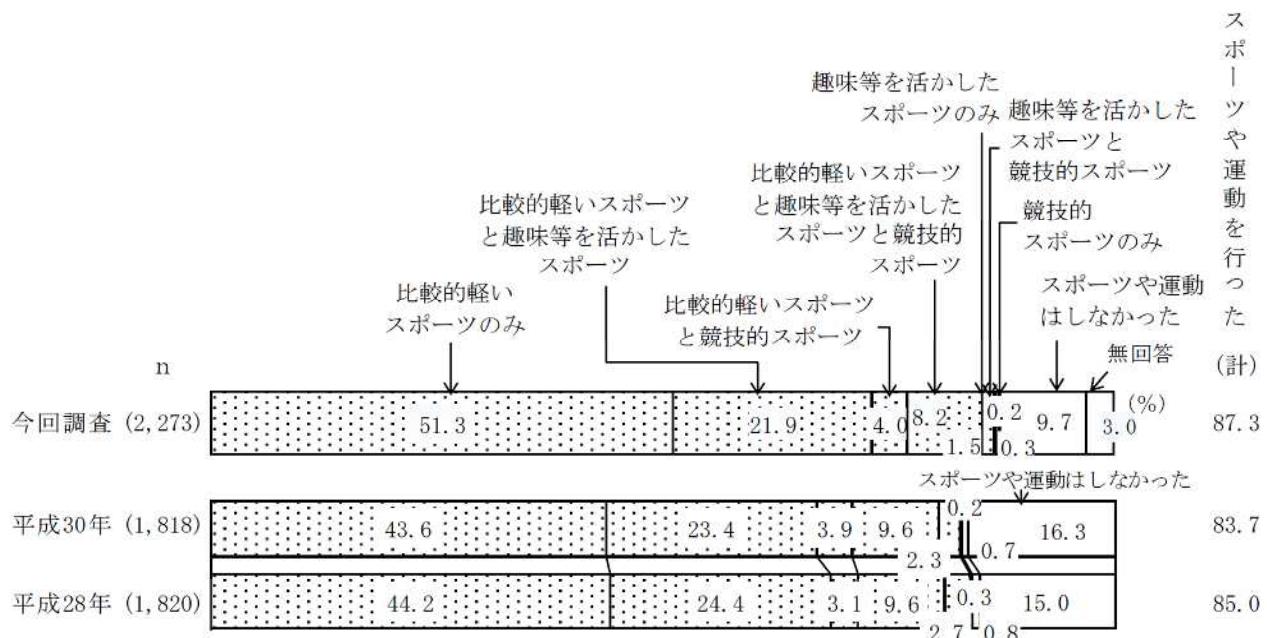
(注3)「スポーツや運動はしなかった」は平成28年では「スポーツや運動は実施しなかった」

(注4) 平成30年は「都民のスポーツ活動・パラリンピックに関する世論調査(平成30年9月調査)」
平成28年は「都民のスポーツ活動・パラリンピックに関する世論調査(平成28年9月調査)」

(注5) 前回までの調査方法は、調査員による個別訪問面接聴取法であったが、今回は郵送法(インターネット回答併用)で実施したため留意が必要

今回は前回までの調査と調査方法が異なるため、種目分類を過去の調査結果と単純に比較することはできないが、平成30年よりも「比較的軽いスポーツのみ」が8ポイント増加している。

図5-1-4 スポーツ・運動の1年間の実施状況（種目分類）一過去の調査結果



- (注1) 「比較的軽いスポーツと趣味等を活かしたスポーツ」は平成28年では「比較的軽いスポーツと比較的広域にわたるスポーツ」
- (注2) 「比較的軽いスポーツと趣味等を活かしたスポーツと競技的スポーツ」は平成28年では「比較的軽いスポーツと比較的広域にわたるスポーツと競技的スポーツ」
- (注3) 「趣味等を活かしたスポーツのみ」は平成28年では「比較的広域にわたるスポーツのみ」
- (注4) 「趣味等を活かしたスポーツと競技的スポーツ」は平成28年では「比較的広域にわたるスポーツと競技的スポーツ」
- (注5) 「スポーツや運動はしなかった」は平成28年では「スポーツや運動は実施しなかった」
- (注6) 『スポーツや運動を行った（計）』は平成28年では『スポーツや運動を実施した（計）』
- (注7) 「趣味等を活かしたスポーツ」は平成28年では「比較的広域にわたるスポーツ」
- (注8) 平成30年は「都民のスポーツ活動・パラリンピックに関する世論調査（平成30年9月調査）」
平成28年は「都民のスポーツ活動・パラリンピックに関する世論調査（平成28年9月調査）」
- (注9) 前回までの調査方法は、調査員による個別訪問面接聴取法であったが、今回は郵送法（インターネット回答併用）で実施したため留意が必要

上位 10 種目について性・年齢別にみると「体操（ラジオ体操、職場体験、ストレッチ、エクササイズ、エアロビクス、ヨガ、ピラティス、縄跳び、腕立て伏せやスクワットなど筋力トレーニングを含む）」は女性が男性より 17 ポイント高くなっている。特に女性の 20 代から 40 代までは 5 割半ばと多くなっている。「ランニング（ジョギング）」は男性が女性より 7 ポイント高くなっている。男性の年齢が下がるほど多くなっている。

職業別にみると、「ウォーキング、散歩（散策、ペットの散歩、意識的な階段利用などを含む）」は経営・管理職・事務職で 8 割近く、「軽い競技（キャッチボール、卓球、ドッジボール、バドミントン、テニス、バレーボール、サッカー、フットサル、ボッチャなど）」は学生で 4 割と多くなっている。

表5-1-1 スポーツ・運動の1年間の実施状況（上位10種目）一性・年齢別、職業別

(%)

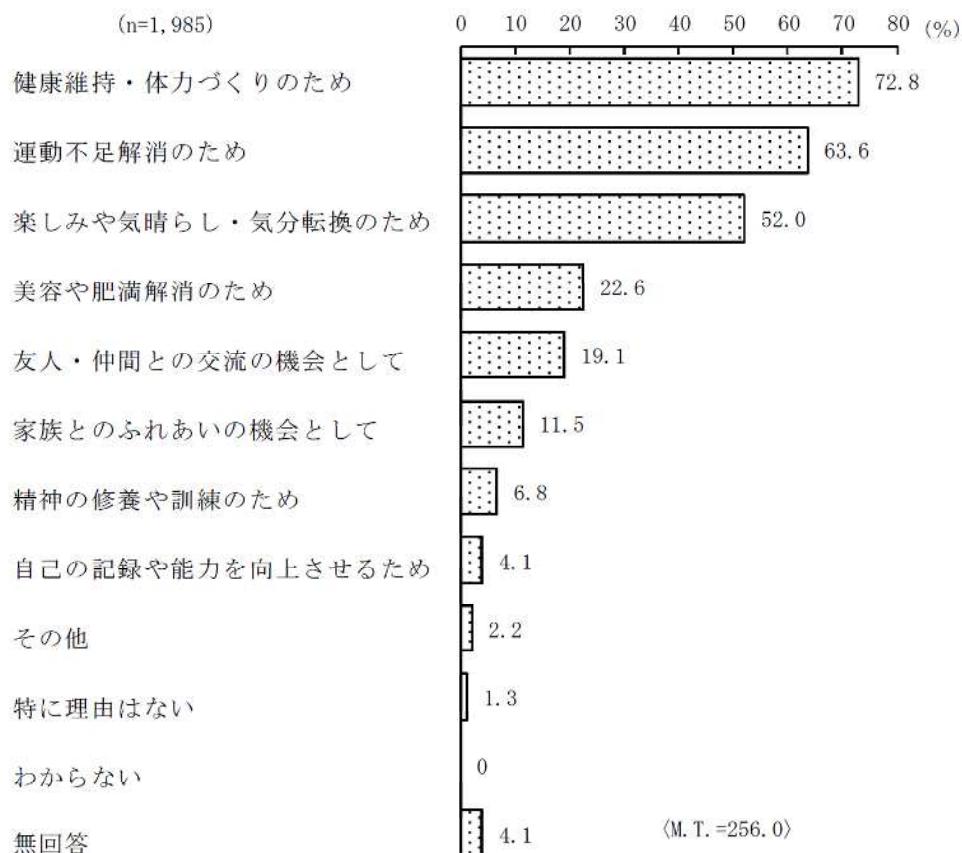
	n	むのウ 歩一、 意識的 な階段 利用 など を含 む	レ立 て ニン セガ クを含 む	ス レヅ ヨガ、 スクラ ワツ シテ クサ クワ テサ ツイ トス など 筋跳 エア ト、 腕ク ト）	体操（ラ ジオ、エ ジオ、 ビクサ クワツ テサ ツイ トス など 筋跳 エア ト、 腕ク ト）	ど 内運 動器 具使 つて する 運動	ド 軽 い球 技（キ ヤッ チボ ル、 ボツ チヤ など）	サイ クリ ー ング ラン ニ ング （ジョ ギ ング）	ル （ス ポー ツ、 マ シ ーン マ ー ト）	ゴ ル フ	含 む） 軽い水 泳（水 中歩行 ・水 中運 動を	ク ラ リ ー ハイ オリ エ ン テ ー リ ン グ、 ラン ダ ー フ オ ー グ ー ）	レン ダ ン ス、 民 踊 り、 車 いす ダ ン ジ ヤ を 含 む）
全 体	2,273	68.3	42.5	13.7	12.3	12.2	9.4	7.6	7.3	6.5	5.5		
< 性・年齢別 >													
男 性 (計)	1,049	68.4	33.8	13.7	16.2	14.9	12.7	11.6	8.2	7.8	2.5		
18 - 19 歳	10	50.0	40.0	30.0	40.0	40.0	-	10.0	-	-	-		
20 代	126	65.9	43.7	22.2	37.3	34.1	20.6	4.8	4.8	4.8	7.9		
30 代	147	59.2	29.3	15.0	21.8	26.5	14.3	8.8	10.9	5.4	2.7		
40 代	184	72.3	32.1	15.2	20.1	14.7	19.0	8.2	13.0	5.4	2.7		
50 代	175	63.4	28.0	12.6	10.3	10.3	12.6	14.3	10.3	13.7	0.6		
60 代	178	71.3	30.3	11.8	8.4	7.3	8.4	14.6	5.1	6.7	1.7		
70 歳 以 上	228	74.6	39.5	8.8	7.5	5.3	5.7	15.8	5.7	9.6	1.3		
女 性 (計)	1,203	68.2	50.3	13.5	9.0	10.0	6.7	4.1	6.6	5.3	8.0		
18 - 19 歳	20	50.0	50.0	5.0	10.0	25.0	20.0	5.0	10.0	-	35.0		
20 代	136	71.3	55.1	16.2	19.9	22.1	8.8	7.4	6.6	2.9	16.9		
30 代	202	74.3	58.9	12.9	10.9	13.4	5.0	3.5	5.0	4.0	6.9		
40 代	204	65.7	55.9	17.2	13.7	10.3	6.9	2.0	8.3	8.3	8.3		
50 代	196	70.9	49.0	17.9	11.7	6.6	9.2	4.1	8.2	9.2	4.6		
60 代	165	67.9	42.4	12.1	2.4	7.9	6.1	3.0	6.7	4.2	5.5		
70 歳 以 上	280	63.9	43.2	8.6	0.7	3.9	4.3	5.0	5.0	3.6	6.1		
< 職業別 >													
自 営・家 族 従 業 (計)	303	65.3	37.3	16.2	8.3	6.9	11.2	12.9	6.6	7.9	6.9		
勤め (計)	1,209	70.1	42.6	14.5	15.9	13.9	11.0	7.6	8.0	7.2	5.0		
経 営・管 理 职	117	76.9	41.0	17.1	23.9	17.9	13.7	24.8	14.5	17.9	3.4		
専 門・技 術 职	347	72.3	45.5	15.9	16.1	17.3	11.0	3.2	8.1	8.1	5.2		
事 务 职	244	76.6	47.5	15.2	15.2	11.9	10.2	5.7	7.0	7.4	7.0		
労 務・技 能 职	117	61.5	41.0	12.0	15.4	12.0	12.0	6.8	5.1	2.6	4.3		
販 売・サ ー ビ ス 职	289	63.3	36.3	13.1	13.8	11.4	11.4	8.0	8.3	4.8	4.5		
無 职 の 主 婦・主 夫	400	72.5	45.0	11.3	4.3	9.8	4.5	4.8	6.8	5.5	3.8		
学 生	80	56.3	48.8	17.5	30.0	40.0	13.8	6.3	7.5	3.8	20.0		
そ の 他 の 無 職	242	61.6	43.0	8.3	8.3	6.2	7.0	7.0	5.4	4.1	5.0		

※5-2 スポーツ・運動を実施した理由

図5-2-1

(問15で「1 ウォーキング、散歩」～「38 その他の競技的スポーツ」と答えた方に)

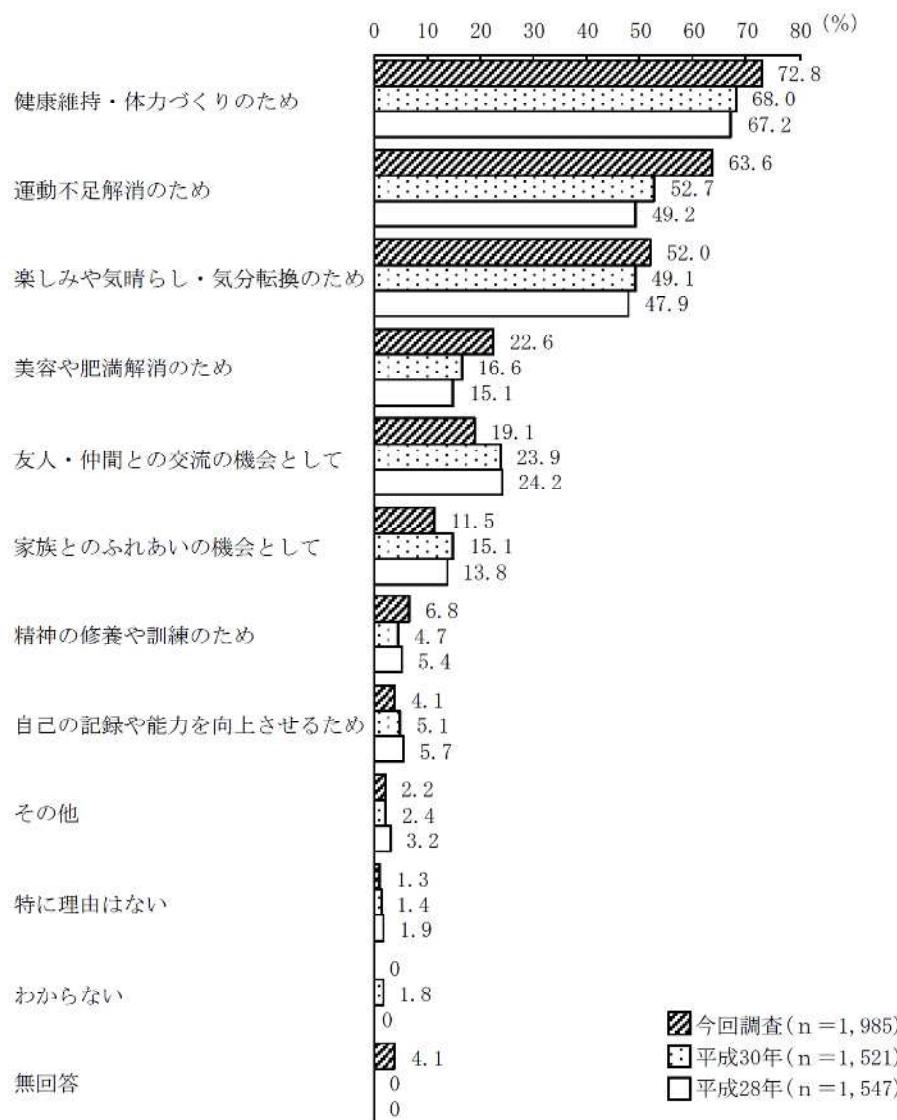
問15-1 あなたが、スポーツや運動を実施したのはどのような理由からですか。次の中からいくつでもお選びください。(○はいくつでも) (M. A.)



この1年間にスポーツや運動を実施したと答えた人（1,985人）に、実施した理由を聞いたところ、「健康維持・体力づくりのため」が73%で最も多く、次いで「運動不足解消のため」64%、「楽しみや気晴らし・気分転換のため」52%、「美容や肥満解消のため」23%、「友人・仲間との交流の機会として」20%などの順となっている。

今回は、前回までの調査と調査方法が異なるため、スポーツ・運動を実施した理由を過去の調査結果と単純に比較することはできないが、平成30年よりも「運動不足解消のため」が11ポイント、「美容や肥満解消のため」が6ポイント増加している。一方、「友人・仲間との交流の機会として」は5ポイント、「家族とのふれあいの機会として」は4ポイント減少している。

図5-2-2 スポーツ・運動を実施した理由一過去の調査結果



(注1)「健康維持・体力づくりのため」は平成28年では「健康・体力づくりのため」

(注2)「運動不足解消のため」は平成28年では「運動不足を感じるから」

(注3)「楽しみや気晴らし・気分転換のため」は平成28年では「楽しみや、気晴らしとして」

(注4)「友人・仲間との交流の機会として」は平成28年では「友人・仲間との交流として」

(注5)「家族とのふれあいの機会として」は平成28年では「家族のふれあいとして」

(注6) 平成30年は「都民のスポーツ活動・バラインピックに関する世論調査（平成30年9月調査）」

平成28年は「都民のスポーツ活動・バラインピックに関する世論調査（平成28年9月調査）」

(注7) 前回までの調査方法は、調査員による個別訪問面接聴取法であったが、今回は郵送法（インターネット回答併用）で実施したため留意が必要

出典：東京都ホームページから引用

資料7 世田谷区障害者（児）実態調査結果報告書（抜粋）

《調査の概要》

対象者 区内に住所を有し、保健福祉総合情報システムに登録されている身体障害者・知的障害者・重複障害者及び難病患者（いずれも児童含む。）、自立支援システムにとうろくされている障害福祉サービス及び障害児サービス利用者のうち、精神障害者及び障害児（いずれも発達障害者含む。）の中から、無作為に抽出

対象数 5,500名

調査方法 質問紙郵送調査方式

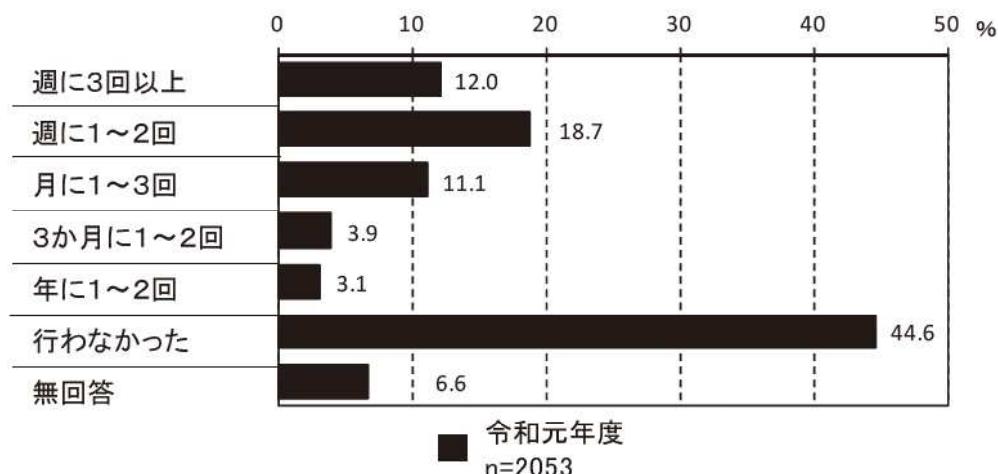
調査期間 令和元年11月14日～11月28日

有効回収数 計2,053件

（11）1年間のスポーツや運動の頻度

問30 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を機に、障害者スポーツに注目が集まっていますが、あなたがこの1年間にスポーツや運動（軽い体操やレクリエーション等を含む。）を行った回数は何回ですか。（1つに○）

スポーツや運動の頻度については、「週に1～2回」が18.7%、「週に3回以上」が12.0%となって いる。



〔クロス集計〕年齢区分別／障害種別

年齢区分別にみると、「週に3回以上」「週に1～2回」は17歳以下で高くなっている。

障害種別にみると、「行わなかつた」がどの障害種別においても高くなっている。

(表示: %)	n	週に3回以上	週に1～2回	月に3回	3か月に2回	年に1～2回	行わなかつた	無回答	
年齢区分別	5歳以下	72	27.8	33.3	9.7	1.4	1.4	23.6	2.8
	6歳～17歳	164	29.9	34.8	15.9	3.0	1.8	10.4	4.3
	18歳～39歳	275	10.2	19.3	19.3	7.6	8.4	32.7	2.5
	40歳～64歳	511	9.2	14.7	12.9	4.1	2.7	52.1	4.3
	65歳～74歳	334	8.7	17.7	8.1	3.9	3.9	51.5	6.3
	75歳以上	659	10.5	16.4	7.3	2.6	1.4	51.1	10.8
障害種別	視覚障害	111	10.8	14.4	7.2	5.4	2.7	46.8	12.6
	聴覚・平衡機能障害	135	11.1	11.9	8.1	5.9	2.2	48.1	12.6
	音声・言語・そしゃく機能障害	81	8.6	21.0	16.0	3.7	1.2	40.7	8.6
	肢体不自由	601	9.7	19.1	9.3	2.7	1.8	50.4	7.0
	内部障害	468	11.1	16.2	10.5	4.7	2.4	49.1	6.0
	知的障害	372	14.8	18.0	16.9	5.6	4.6	35.2	4.8
	発達障害	322	17.4	26.7	11.5	4.3	4.3	29.5	6.2
	精神障害	140	10.0	17.1	7.1	6.4	3.6	50.0	5.7
	高次脳機能障害	63	9.5	17.5	6.3	1.6	1.6	55.6	7.9
	難病(特定疾病)	332	7.2	17.8	13.6	4.5	4.5	47.9	4.5
	その他	82	15.9	18.3	2.4	2.4	1.2	45.1	14.6

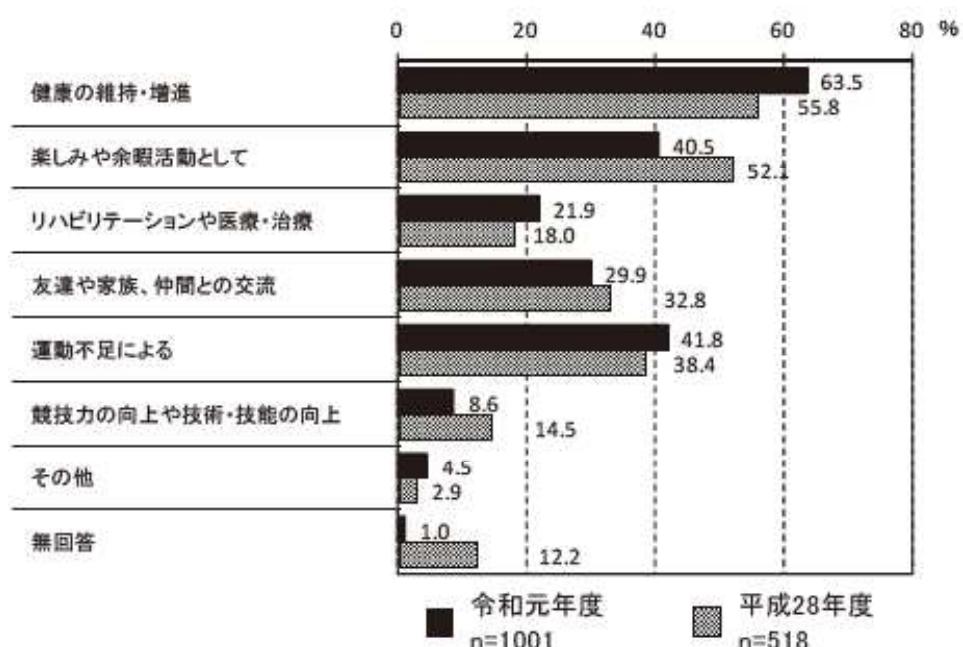
(12) スポーツや運動をする理由

《問30で「1. 週に3回以上」～「5. 年に1～2回」に○を付けた方におたずねします。》

問30-1 あなたがスポーツや運動をする目的は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

スポーツや運動をする理由については、「健康の維持・増進」が63.5%と最も高く、次いで「運動不足による」が41.8%、「楽しみや余暇活動として」が40.5%、「友達や家族、仲間との交流」が29.9%となっている。

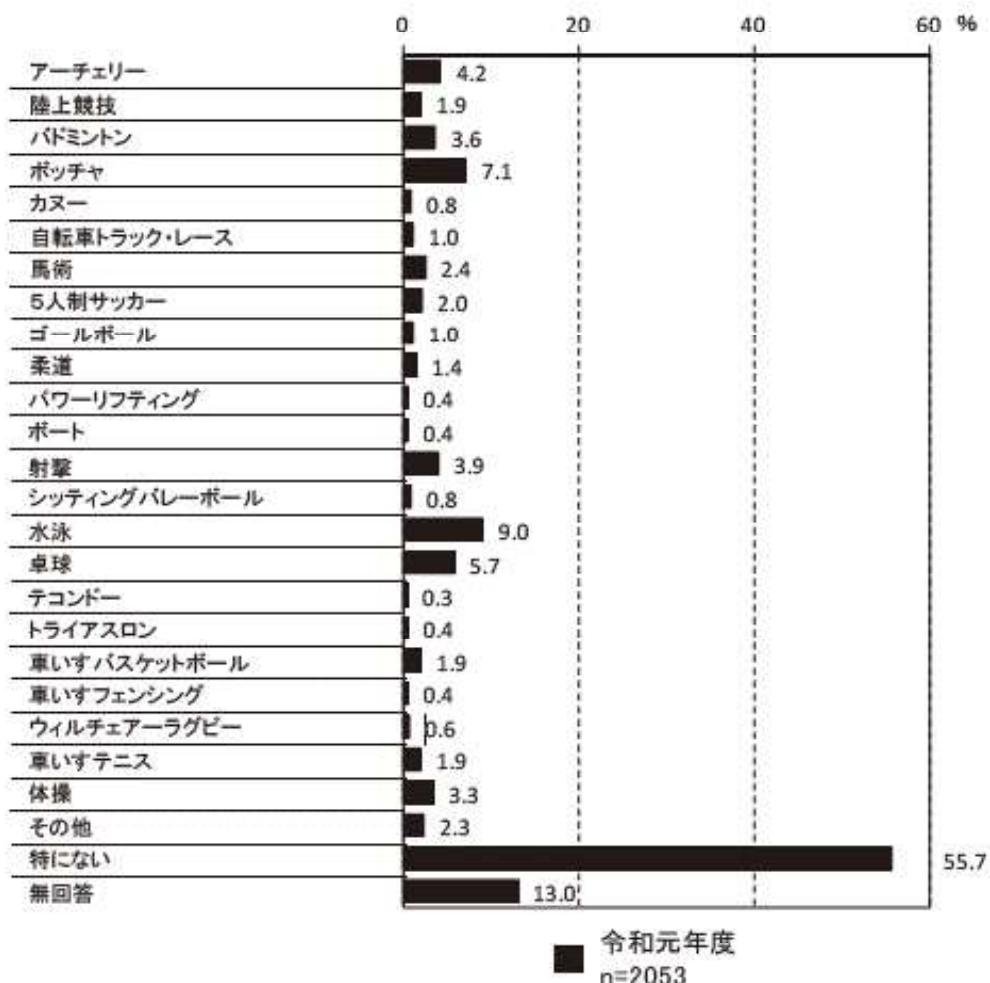
過去の調査と比べると、「楽しみや余暇活動として」が平成28年度(52.1%)に比べて、11.6ポイント低くなっている。



(14) やってみたい障害者スポーツ

問32 あなたがやってみたい障害者スポーツ（イベントなどの体験を含む。）はどれですか。
(3つまでに○)

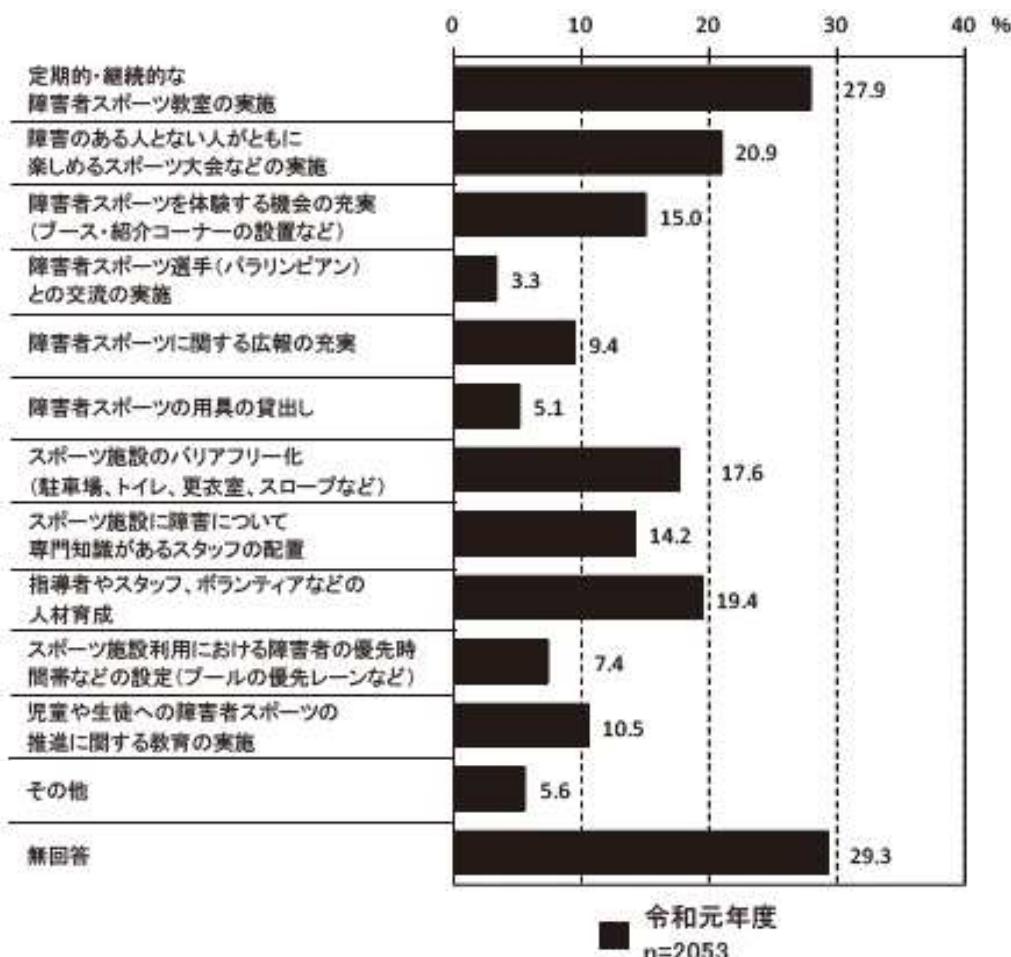
やってみたい障害者スポーツについては、「水泳」と「ボッチャ」で高くなっている。



(15) 障害者スポーツ推進に必要な取組み

問33 あなたは、障害者スポーツの推進に向けて、どのような取組みが必要だと思いますか。
(3つまでに○)

障害者スポーツ推進に必要な取組みについては、「定期的・継続的な障害者スポーツ教室の実施」が27.9%と最も高く、次いで「障害のある人との人がともに楽しめるスポーツ大会などの実施」が20.9%、「指導者やスタッフ、ボランティアなどの人材育成」が19.4%、「スポーツ施設のバリアフリー化(駐車場、トイレ、更衣室、スロープなど)」が17.6%となっている。



出典：世田谷区ホームページから引用

世田谷区スポーツ推進計画 《調整計画》

発行日 令和4年3月

編集・発行 世田谷区スポーツ推進部スポーツ推進課

〒154-8504

世田谷区世田谷4-21-27

T E L : 03-5432-2742

F A X : 03-5432-3080

(広報印刷物登録番号No. 2057)